

情報通信ビジネス支援ハンドブック 2009

平成 2 1 年 7 月
情報通信国際戦略局
情報通信政策課

<目 次>

第1章 税制の概要	1
I 国 税	1
1 法人税	1
2 登録免許税	14
3 地価税	15
II 地方税	16
1 基本事項	16
2 事業税	16
3 法人住民税	17
4 不動産取得税	18
5 固定資産税	18
6 特別土地保有税	20
7 事業所税	21
8 都市計画税	21
第2章 情報通信分野に対する税制支援措置	23
I 電気通信事業の振興	23
1 加入者線路の圧縮記帳制度（電気通信事業者）	23
2 譲渡所得の特別控除制度（電気通信事業者）	23
3 事業所税の特例措置（電気通信事業者）	24
4 特別土地保有税の非課税措置（電気通信事業者）	24
5 軽油引取税の非課税措置（電気通信事業者）	25
6 地価税の非課税措置（電気通信事業者）	25
II 放送事業の振興	26
1 軽油引取税の非課税措置（放送事業者）	26
2 地価税の特例措置（一般放送事業者）	26
3 特定周波数変更対策業務に係る圧縮記帳制度（地上系一般放送事業者）	26
4 NHKに対する税制支援措置	27

III	CATV事業等の振興	28
1	工事負担金の圧縮記帳制度（CATV事業者・有線放送電話業者）	28
2	中小企業等基盤強化税制（CATV事業者）	28
IV	通信・放送事業の高度化	30
1	次世代ブロードバンド基盤整備促進税制	30
2	広帯域加入者網普及促進税制	35
3	電気通信システム信頼性高度化促進税制	39
4	高度有線テレビジョン放送施設整備促進税制	41
5	地上放送施設デジタル化促進税制	45
V	新規事業の支援	50
1	エンジェル税制	50
2	ストックオプション税制	51
VI	研究開発の促進	54
1	試験研究費の総額に係る税額控除制度	54
2	特別試験研究費の額に係る税額控除制度	55
3	中小企業技術基盤強化税制	55
VII	地域情報化の促進	57
1	テレワーク環境整備税制	57
2	地域ICT利用高度化基盤強化税制	59
VIII	沖縄の振興	61
	沖縄情報通信産業振興税制	61
IX	情報化投資の促進等	63
1	中小企業投資促進税制	63
2	産業競争力のための情報基盤強化税制	64
3	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法関連税制	66
4	省エネ・新エネ設備等の投資促進税制	67
X	国際化の促進	68
	電気通信事業者の国際放送専用施設に係る圧縮記帳制度	68
◎	平成21年度税制改正の要点	69
◎	平成21年度テレコム税制関係法令一覧	70

第1章 税制の概要

I 国 税

1 法人税

(1) 基本事項

① 法人税の課税所得計算

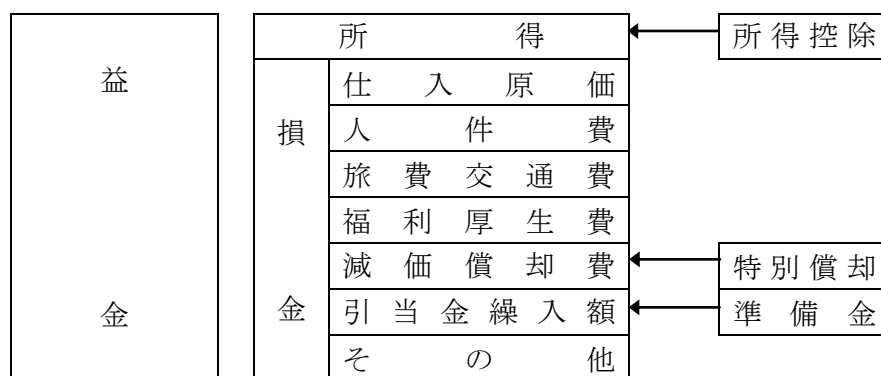
法人税とは、企業利益に着目した税金です。

税制の世界では、企業利益を「所得」、売上や利息収入など収益を「益金」、仕入れ原価や人件費などの費用を「損金」といいます。

所得 = 益金 - 損金

税額 = (所得 - 所得控除) × 税率

納税額 = 税額 - 税額控除



② 法人税における減税措置

法人税における減税措置には、

- (1) 特別償却、準備金など損金算入の特例を設けるなどして費用項目を膨らませることにより、所得を圧縮し、納税額を減らすこと
 - (2) 所得控除の特例を設けて所得を直接的に圧縮し、納税額を減らすこと
 - (3) 税額控除の特例を設けて納税額を直接的に減らすこと
- があります。

③ 納 税

- (1) 納税方法：申告納税
- (2) 納税時期：決算後2箇月以内に申告納税します。

参 考 企業会計と法人税

企業会計と法人税法とでは、「利益」の捉え方が多少異なります。

法人税法は基本的には企業会計に準ずるものですが、課税の公平性の確保といったような税固有の理由により、企業会計上の利益に一定の調整を加えたものを利益と捉え、それを「所得」としています。

企業利益 = 収益 - 費用

→ 企業会計の概念と用語

所得 = 企業利益 ± 一定の調整※ → 法人税法の概念と用語

- ① **益金不算入** : 「企業利益」から減算すべき項目
受取配当等、資産の評価益、法人税等の還付金 等
- ② **益金算入** : 「企業利益」に加算すべき項目
法人税額から控除する外国子会社の外国税額 等
- ③ **損金不算入** : 「企業利益」に加算すべき項目
資産の評価損、過大な役員報酬、役員賞与、過大な役員退職給与、
寄附金、法人税額 等
- ④ **損金算入** : 「企業利益」から減算すべき項目
圧縮記帳による圧縮損、繰越欠損 等

所得 = 企業利益 - 益金不算入 + 益金算入 + 損金不算入 - 損金算入

※ 「一定の調整」は法人税法に「別段の定め」として規定されています

また、本書では、以下の意味で「収益(益金)」、「費用(損金)」の用語を使うこととします。

収益(益金) = 収益 - 益金不算入 + 益金算入
費用(損金) = 費用 - 損金不算入 + 損金算入

参 考 申告納税制度の概要

① 確定申告と中間申告

会社の事業年度が終了すると、その年度分の決算をして、所得金額とこれに対応する法人税額を計算し、これを記載した確定申告書を事業年度終了の日の翌日から 2 箇月以内に税務署長に提出するとともに、その税金を納めることを要します。この確定した決算に基づく申告を「確定申告」といいます。

また、会社の事業年度が 6 箇月を超えている場合には、まず、その事業年度の開始の日から 6 箇月の期間について、その 6 箇月の期間終了後 2 箇月以内に「中間申告」をすることを要します。すなわち、1 年決算の会社の場合、事業年度が始まってから 8 箇月以内に、前期分の法人税額の 6/12 を申告して納税することになります。

② 修正申告と更正の請求

会社が確定申告を行った後に、所得金額又は法人税額に不足があることが判明した場合には、自発的に「修正申告」をすることができます(税務署長から更正を受ける前であれば、いつでも修正申告をすることができます)。

逆に、会社が確定申告を行った後に、所得金額又は法人税額が過大であることが判明した場合には、確定申告の期限から 1 年以内であれば、税務署に「更正の請求」をすることができます。

③ 青色申告

ア 納税者が自らその所得を正確に計算して申告し、その所得に対する税金を自主的に納税することが申告納税制度の趣旨です。

そこで、仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え付けて日々の取引を正確に記帳(複式簿記)し、期末には、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書を作成する納税者には、青色申

告特別控除（所得から、最高 65 万円又は 10 万円を控除する制度）等、課税上いろいろな特典を認めています（＝「青色申告制度」）。（特別償却制度等の特例措置は、原則として青色申告を行うことが要件とされています。本書では青色申告を行うことを前提に、各種税制支援措置の解説をしています）

イ 新たに青色申告をしようとする場合には、事業年度開始の日の前日までに「青色申告の承認申請書」を税務署長に提出し、その承認を受けることを要します。

なお、会社を設立しての第 1 回事業年度の場合は、設立の日以後 3 箇月を経過した日の前日（その日より早く事業年度が終了する場合は、その終了の日の前日）までに申請すればよいことになっています。

ウ 一度青色申告の提出を承認されると、その効力は、納税者が自発的に青色申告を取りやめるか、又は税務署長から取り消されるまで続きます。

参 考 連結納税制度の概要

連結納税制度は、我が国企業の円滑な組織再編成に対応するとともに、企業経営の実態に即した適正な課税を行うため、平成 14 年 8 月 1 日より施行されました。従前の個別の会社を課税単位とする制度に、企業グループを課税単位とする制度が新たに追加され、体系が大きく変わりました。

① 適用対象

ア 対象法人

親法人(連結親法人)と、その親法人との間に完全支配関係（直接間接に 100%の株式等を保有されている状態）にある全ての子法人を合わせて「連結法人」として制度適用を受けることができます。

連結親法人：内国法人である普通法人、協同組合等

連結子法人：内国法人である普通法人

イ 適用の申請

本制度を適用しようとするときには、連結法人として対象となる全ての法人の連名により、最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日の 6 箇月前の日までに、所轄税務署長を経由して国税庁長官に申請書を提出し、その承認を得なければなりません。ただし、一旦選択した場合は継続して適用することが求められます。また、本制度から離脱した法人は、その離脱の日から同日以後 5 年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間は再加入はできません。

② 申告・納付

連結親法人が、連結事業年度終了の日の翌日から 2 箇月以内に、連結確定申告書を提出し連結法人税額を納付します。このため、連結事業年度は連結親法人の事業年度に合わせることになります。

また、連結子法人は税額の個別帰属額等を税務署に提出することとなり、個別帰属額に限定されない連帯納付責任を負うことになります。

③ 所得、税額

連結法人内の各法人の所得金額に所要の調整を行った連結所得金額に税率を乗じ、さらに必要な調整を行って連結税額が算出されます。なお、連結付加税(2%)は、平成 16 年度税制改正において廃止されました。

ア 適用税率

連結親法人の区分により、次のとおりとなっています。

連結親法人の区分			税率
普通法人	資本金又は出資金の額が1億円超の法人、相互会社		30%
	資本金又は出資金の額が1億円以下の法人	連結所得金額のうち年800万円超の部分	30%
		連結所得金額のうち年800万円以下の部分	22%
特定の共同組合等	連結所得金額のうち年10億円超の部分		26%
	連結所得金額のうち年10億円以下の部分		23%
特定の医療法人			23%

連結親法人は、欠損金額について7年間の繰越控除が認められています。ただし、本制度適用開始前に生じた欠損金額については、適用開始前7年以内に生じた、連結親法人の欠損金額及び連結子法人（適用開始の日の5年前の日からその開始の日までの間に行われた株式移転によって、完全子法人となった連結子法人に限ります）の欠損金額等について繰越控除が認められています。

イ 個別制度の取扱い（概要）

連結納税制度では、連結法人を一体として取扱うことを基本としていますが、個別の制度においては、その制度主旨等を踏まえ以下のとおり取扱うこととなっています。

制 度	取 扱 い
受取配当	負債利子控除せず、全額益金不算入
減価償却	各法人の個別計算
寄附金	損金不算入額は、連結所得金額及び連結親法人の資本等の金額を基に、連結グループを一体として計算。連結法人間の寄附金は全額損金不算入
圧縮記帳	各法人の個別計算
貸倒引当金	連結法人間の金銭債権を除外した上で、各法人の個別計算
交際費	連結親法人の資本金額を基に、連結法人を一体として損金不算入額を計算
所得税額控除	連結法人を一体として適用
外国税額控除	控除限度額は連結法人を一体として計算。各法人ごとに調整を行った後の金額の合計額を控除
特定同族会社の留保金課税	連結親法人が特定同族会社である場合に、連結法人を一体として適用
特別税額控除	<ul style="list-style-type: none"> ・増加試験研究費の税額控除は、連結法人を一体として適用 ・設備投資に係る税額控除は、各法人ごとに計算し、調整前の連結税額の一定額を限度

(2) 減価償却

① 意 義

「減価償却」とは、減価償却資産（有形減価償却資産、無形減価償却資産、生物）の法定耐用年数[※]に応じ、取得に要した費用を各事業年度に配分することで、収益との対応を正確なものとすることです。

また、減価償却とは、

- i 固定資産を製造原価等の費用に織り込むための一手法
 - ii 固定資産に投下された資本の回収過程又は再投資原資の蓄積過程
- といえます。

なお、平成19年度税制改正において、主に以下の点について減価償却制度の改正が行われました。

- i 償却可能限度額、残存価額を廃止し、備忘価額（1円）まで償却
- ii 新たな定率法の導入
- iii 一部の減価償却資産（半導体用フォトレジスト製造設備等）の法定耐用年数の見直し

※ 法定耐用年数について

法人税では、公平な課税、適切な税収の確保の観点から、各減価償却資産の耐用年

数、及び償却率を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）により詳細に規定しています。ここに示された耐用年数が「法定耐用年数」です。

表 電気通信関係設備等の法定耐用年数

○ 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数 [別表第一]

種類	構造又は用途	細目	耐用年数
構 築 物	電気通信事業用のもの	通信ケーブル	10
		光ファイバー製のもの	13
		その他のもの	27
		地中電線路	21
	放送用又は無線通信用のもの	鉄塔及び鉄柱	30
		円筒空中線式のもの	40
		その他のもの	42
		鉄筋コンクリート柱	10
木塔及び木柱		10	
アンテナ		10	
接地線及び放送用配線	10		
器 具 及 び 備 品	事務機器及び通信機器	電子計算機	4
		パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く）	5
		その他のもの	5
		複写機	5
		その他の事務機器	5
		テレタイプライター及びファクシミリ	6
		インターホン及び放送用設備	6
		電話設備その他の通信機器	6
		デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	10
		その他のもの	5
時計、試験機器及び測定機器	試験又は測定機器	5	

○ 機械及び装置の耐用年数 [別表第二]

種類	細目	耐用年数
通信業用設備		9
放送業用設備		6

○ 無形減価償却資産の耐用年数 [別表第三]

種類	細目	耐用年数
ソフトウェア	複写して販売するための原本	3
	その他のもの	5
電気通信施設利用権		20

○ 開発研究用減価償却資産の耐用年数 [別表第六]

種類	細目	耐用年数
建物及び建物附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	5
構築物	風どう、試験水そう及び防壁	5
	ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	7
工具		4
器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	4

機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械 その他これらに類するもの その他のもの	7 4
ソフトウェア		3

② 減価償却の方法

減価償却の方法にはいくつかありますが、代表的な方法は定額法と定率法の2つです。取得価額100万円、法定耐用年数10年の減価償却資産を取得したものとして説明します。

ア 平成19年4月1日以降に、取得された資産

(ア) 定額法

毎年一定額の償却を行い、法定耐用年数経過時点で備忘価額（1円）まで償却する方法です。

$$\text{（償却限度額）} = \text{（取得価額）} \times \text{（耐用年数省令別表第八の「定額法の償却率」）}$$

この場合、毎年の償却限度額は、100万円 × 0.1 = 10万円 となります。

(単位：円)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
期首帳簿価額	1,000,000	900,000	800,000	700,000	600,000	500,000	400,000	300,000	200,000	100,000
償却限度額	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	99,999
期末帳簿価額	900,000	800,000	700,000	600,000	500,000	400,000	300,000	200,000	100,000	1

(イ) 定率法

毎年一定割合の償却を行い、法定耐用年数経過時点で備忘価額（1円）まで償却する方法です。

ただし、「調整前償却限度額」が「償却保証額（（取得価額）×（保証率））」を下回った後は、「改定取得価額（最初に下回った事業年度の期首帳簿価額）」に改定償却率を乗じて算出した額を、各事業年度の償却限度額とします。

i (調整前償却限度額) ≥ (償却保証額) の場合

$$\text{（償却限度額）} = \text{（期首帳簿価額）} \times \text{（耐用年数省令別表第八の「定率法の償却率」）}$$

ii (調整前償却限度額) < (償却保証額) の場合

$$\text{（償却限度額）} = \text{（改定取得価額）} \times \text{（耐用年数省令別表第八の「改定償却率」）}$$

定率法の償却率：0.250 保証率：0.0448 改定償却率：0.334

(単位：円)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
期首帳簿価額	1,000,000	750,000	562,500	421,875	316,407	237,306	177,980	133,485	88,902	44,319
調整前償却限度額	250,000	187,500	140,625	105,468	79,101	59,326	44,495	33,371	25,028	18,771
償却保証額	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480
iiでの算出額								44,583	44,583	44,318
期末帳簿価額	750,000	562,500	421,875	316,407	237,306	177,980	133,485	88,902	44,319	1

イ 平成 19 年 3 月 31 日までに、取得された資産

(ア) 旧定額法

毎年一定額の償却を行い、法定耐用年数経過時点で残存価額（取得価額の 10%）まで、その後償却可能限度額（取得価額の 95%）まで償却する方法です。
償却可能限度額到達後は、5 年間で備忘価額まで均等償却されます。

$$\text{（償却限度額）} = \text{（取得価額）} \times 0.9 \times \text{（耐用年数省令別表第七の「旧定額法の償却率」）}$$

この場合、毎年の償却限度額は、100 万円 \times 0.9 \times 0.1 = 9 万円 となります。

(単位：円)

	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
期首帳簿価額	1,000,000	910,000	820,000	730,000	640,000	550,000	460,000	370,000	280,000	190,000
償却限度額	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
期末帳簿価額	910,000	820,000	730,000	640,000	550,000	460,000	370,000	280,000	190,000	100,000
	11 年目	12 年目	13 年目	14 年目	15 年目	16 年目				
期首帳簿価額	100,000	50,000	40,000	30,000	20,000	10,000				
償却限度額	50,000	10,000	10,000	10,000	10,000	9,999				
期末帳簿価額	50,000	40,000	30,000	20,000	10,000	1				

(イ) 旧定率法

毎年一定割合の償却を行い、法定耐用年数経過時点で残存価額まで、その後償却可能限度額まで償却する方法です。

償却可能限度額到達後は、5 年間で備忘価額まで均等償却されます。

$$\text{（償却限度額）} = \text{（期首帳簿価額）} \times \text{（耐用年数省令別表第七の「旧定率法の償却率」）}$$

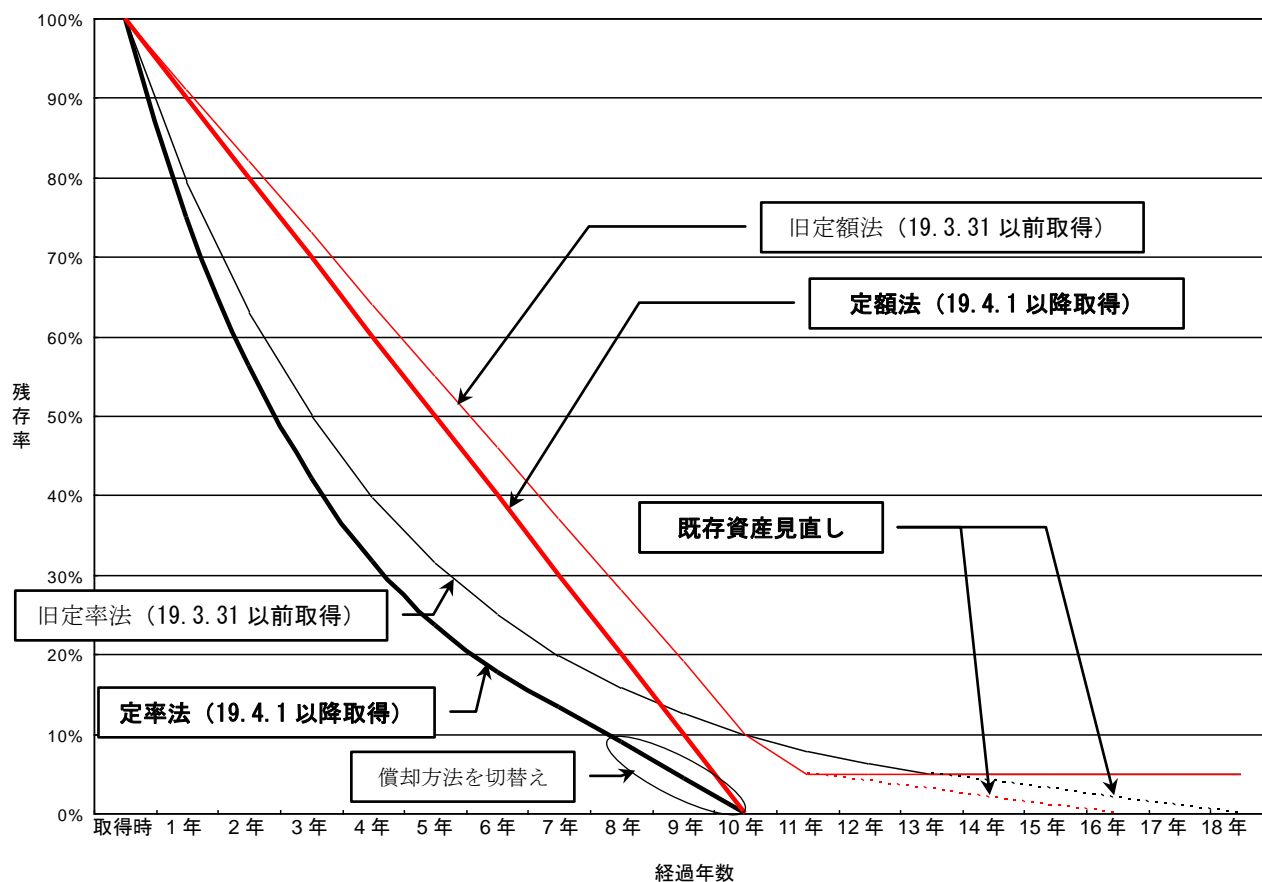
旧定率法の償却率：0.206

(単位：円)

	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
期首帳簿価額	1,000,000	794,000	630,436	500,566	397,450	315,575	250,567	198,950	157,966	125,425
償却限度額	206,000	163,564	129,870	103,116	81,875	65,008	51,617	40,984	32,541	25,837
期末帳簿価額	794,000	630,436	500,566	397,450	315,575	250,567	198,950	157,966	125,425	99,588
	11 年目	12 年目	13 年目	14 年目	15 年目	16 年目	17 年目	18 年目		
期首帳簿価額	99,588	79,073	62,784	50,000	40,000	30,000	20,000	10,000		
償却限度額	20,515	16,289	12,784	10,000	10,000	10,000	10,000	9,999		
期末帳簿価額	79,073	62,784	50,000	40,000	30,000	20,000	10,000	1		

(注) 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得し、かつ平成 19 年 4 月 1 日以降に事業の用に供した減価償却資産については、事業の用に供した日に取得したものとみなし、新たな減価償却制度を適用することとなります。

【法定耐用年数 10 年の場合の償却カーブのイメージ】



参 考 引 当 金

「引当金」とは、将来発生する又は発生する可能性のある費用や損失のために行うものであり、当期の費用として計上すべきものを損金算入するものです。

税法上、課税の公平性の観点から、引当金として損金算入できるものは限定されています。すなわち、企業会計上は、引当金として積み立て、利益から除くべきであるとされているものであっても、税法上は「所得」とみなされ、課税されるものもあるということです。

税法上認められている引当金は以下のとおりです。

- ① 貸倒引当金：売掛金、貸付金などの債権の一定割合を計上できます。
- ② 返品調整引当金：販売額の一定割合を計上できます(出版業、医薬品製造業など、売れ残りを買戻す特定の業に限ります)。

(3) 特例措置の種類と性格

法人税の特例措置は、その性格から、下表のように大きく 2 種類に分類することができます。

	課税の繰延タイプ	課税の絶対的軽減タイプ
特例措置	特別償却、準備金、圧縮記帳	寄附金・負担金の損金算入 所得控除、税額控除
同義の施策	無利子融資	補助金

		減税額=補助金相当額
--	--	------------

(4) 特別償却

① 概要

初年度に、法定の償却限度額を超えて償却でき、設備導入時の税負担を軽減することができます。

$$\boxed{\text{所得}} = \boxed{\text{収益(益金)}} - \boxed{\text{通常の費用} + \text{特別償却額}} \\ \text{費用(損金)}$$

② 仕組み

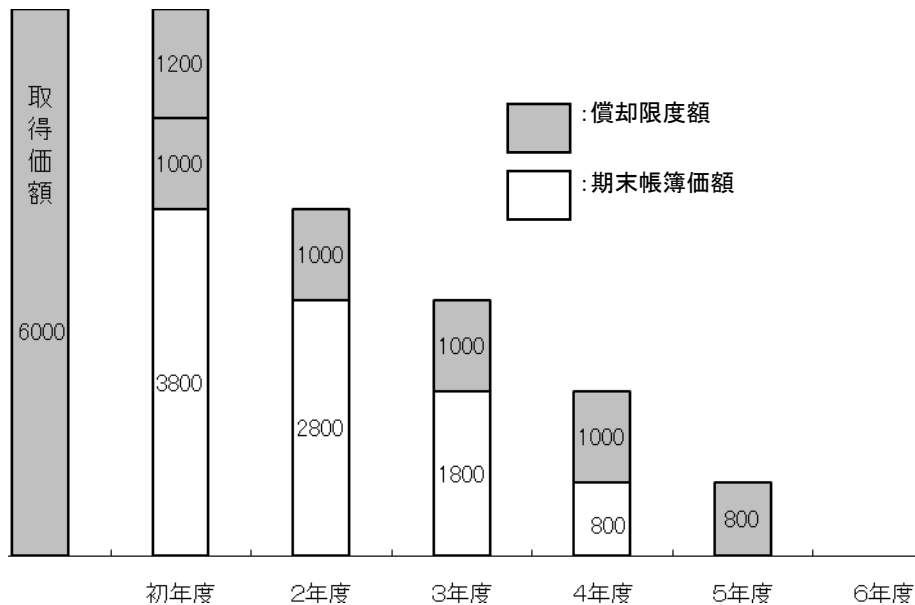
取得価額の20%の特別償却を例に説明します。

ア 定額法の場合

取得価額を6,000万円、法定耐用年数を6年とした場合の初年度償却限度額

普通償却額：6,000 ÷ 6 = 1,000 (万円)

特別償却額：6,000 × 0.2 = 1,200 (万円)



	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
普通償却	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
特別償却	2,200	1,000	1,000	1,000	800	0

<効果>

初年度、1,200万円余分に償却できるため、課税所得をその分圧縮することができます。したがって、減税効果は、

$$1,200 \times 0.3 = 360 \text{ (万円)}$$

となります (注：0.3は法人税率)。

また、初年度に特別償却額分を余分に償却できるため、普通償却に比べ早期に備忘価額まで償却することができます。

しかし、5年度以降は逆に、普通償却の場合より償却額が少なくなりますので、その分課税所得が増えることとなります。

イ 定率法の場合

取得価額を 6,000 万円、法定耐用年数を 6 年とした場合の初年度償却限度額

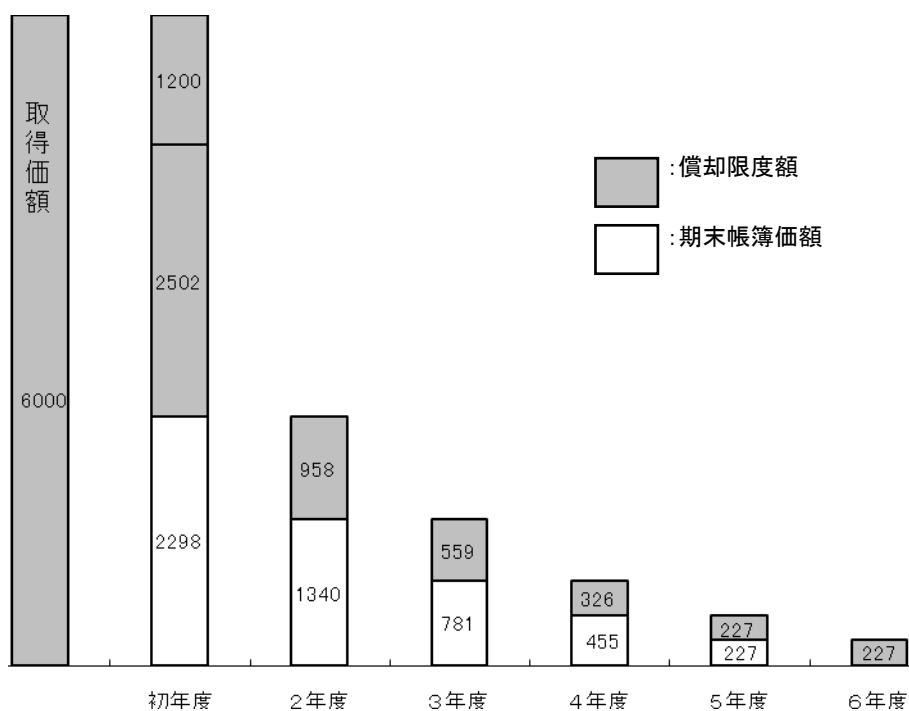
償却率：0.417

改定償却率：0.5

保証率：0.5776

普通償却額：6,000 × 0.417 = 2,502 (万円)

特別償却額：6,000 × 0.2 = 1,200 (万円)



	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
普通償却	2,502	1,459	850	496	346	346
特別償却	3,702	958	559	326	227	227

<効果>

初年度 1,200 万円余分に償却できるため、課税所得をその分圧縮することができます。したがって、減税効果は、

$$1,200 \times 0.3 = 360 \text{ (万円)}$$

となります (注：0.3 は法人税率)。

しかし、2年度以降は逆に、普通償却の場合より償却額が少なくなりますので、その分課税所得が増えることになり、先の減税額 360 万円は 2年度以降徐々に取り戻されていくこととなります。

③ 適用例

ア 特定電気通信設備等の特別償却

i 広帯域加入者網普及促進税制

ii 次世代ブロードバンド基盤整備促進税制

iii 地上放送施設デジタル化促進税制

iv 高度有線テレビジョン放送施設整備促進税制

イ 中小企業投資促進税制

参 考 残存価額と償却可能限度額と備忘価額

残存価額とは、減価償却資産の耐用年数が到来したときにおいて予想される当該資産の処分価額又は他の用途に利用する場合の利用価額を意味するものです。わが国においては、有形減価償却資産については取得価額の10%が残存価額として定められています。これは、例えば50万円で取得した金属製の機器類であれば、耐用年数到来時には5万円のスクラップとして売却できるという考え方が前提となっています。

しかし、現実には必ずしも全ての有形減価償却資産が、耐用年数経過後に取得価額の10%の価値を持つわけではなく、逆に産業廃棄物として処理費用を要するもの（建築物等）も有り得ます。

このような問題に対応するため、昭和39年度税制改正において、有形減価償却資産について、取得価額の5%を残してその95%相当額までの償却を認める「償却可能限度額」の制度が創設されました。

本来であれば、残存価額を10%相当額から5%相当額に改める方が簡単な話となるはずなのですが、このような措置を行った場合に生じる減収額が余りに大きすぎたために（当時で4,000億円程度と言われた）、残存価額の適正化を図りつつも減収額を小さいものとするべく、このような二重の体系が設けられることとなったのです。

この結果、例えば耐用年数10年の減価償却資産を取得価額の95%相当額まで償却をしようとすると、定額法で11年、定率法では13年かかることになり、「耐用年数＝償却年数」という関係は崩れ、実質的に耐用年数の延長が生じたのと同様の状態が発生したというわけです。

また、主要先進国では、償却可能限度額を設定しておらず、取得価額の100%まで償却可能であり、制度が国際的に対等となっていませんでした。このため、平成19年度税制改正において減価償却制度の見直しが行われ、償却可能限度額、残存割合を撤廃した上で、備忘価額（1円）まで償却することが可能となりました。

(5) 圧縮記帳

① 概要

補助金や工事負担金等で取得した資産を帳簿価額から一定額だけ減額し、その額を損金算入することが認められています。

例えば、補助金に税金がかかると、補助金が期待どおりに活用されないことになり補助金の政策目的が果たせなくなります。このような事態を避けるための制度が圧縮記帳です。

② 仕組み

圧縮記帳が認められる場合の例として、以下の制度があります。

ア 補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳

<参考例（補助金で鉄塔を建設する場合）>

補助金2億円、自己資金1億円、計3億円で鉄塔を建てた場合、補助金2億円の収益を計上したうえで、3億円で取得した鉄塔に2億円という圧縮損という実態のない損を発生させ損金を計上して、補助金受取りによる収益の増加を相殺することが認められています。したがって、鉄塔の取得価額は1億円に圧縮されて帳簿に記載されることとなります。

しかし、圧縮記帳を行った場合、その後の減価償却の計算の基礎となる取得価額は、3億円ではなく1億円になりますから、圧縮記帳される2億円に対応する金額だけ、減価償却額が少なくなります。したがって、当初の減税額は、後に取り戻されることとなります。

イ 工事負担金で取得した固定資産の圧縮記帳

公益事業を営む法人が、その事業を営むのに必要な施設を設けるにあたり、その施設によって便益を受ける者（受益者）から金銭（工事負担金）の交付を受けた場合も、当該固定資産につき圧縮記帳をすることができます。

仕組みは、前記アと同様です。

ウ 特定の資産の買換えの場合等の圧縮記帳（平成 23 年 3 月 31 日まで）

法人が固定資産を譲渡し、その譲渡代金で、別の場所に譲渡資産と同種の固定資産を取得したような場合、譲渡と取得はそれぞれ別の取引であり、譲渡益がであれば、課税の対象となります。

しかし、例えば、政策的要請により、産業施設などについて都市部から地方への移転を促進したい場合、圧縮記帳制度により譲渡益への課税を回避することがあります。

その手法は、譲渡益は譲渡益として計上する一方、取得資産に譲渡益の一定割合の額の圧縮損が発生したこととし、これを損金計上します。

$$\text{圧縮限度額} = \text{圧縮基礎取得価額} \times \text{差益割合} \times \text{圧縮率}$$

※ 圧縮基礎取得価額：買換資産の取得価額と譲渡資産の譲渡対価の額のうち少ない金額

$$\text{※ 差益割合} = \frac{\text{譲渡資産の対価の額} - \left(\frac{\text{譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額} + \text{譲渡に要した経費の額}}{\text{譲渡資産の対価の額}} \right)}{\text{譲渡資産の対価の額}}$$

○ 圧縮記帳を適用した場合と適用しなかった場合の対比

説明の簡略化のために、以下の条件で比較を行います。

〔課税所得及び圧縮記帳の対象となる補助金等の額：100 億円 法人税率：30%〕
〔法定耐用年数：5 年、償却方法：定額法〕

<圧縮記帳を適用した場合>

	初年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	法定耐用年数 経過後
設備負担金受入額	100					
事業利益	100	100	100	100	100	100
圧縮記帳額	100					
法人税額	30	30	30	30	30	30

補助金等 100 億円について圧縮記帳制度を適用することにより、全額を損金算入します。

したがって、各年度の法人税額は、

$$100 \times 0.3 = 30 \text{ (億円)} \quad \text{となります。}$$

<圧縮記帳を適用しなかった場合>

	初年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	法定耐用年数 経過後
設備負担金受入額	100					
事業利益	100	100	100	100	100	100
減価償却額	20	20	20	20	20	
圧縮記帳額	0					
法人税額	54	24	24	24	24	30

初年度の課税所得に、補助金等が含まれてしまうため、初年度の法人税額は

$$180 \times 0.3 = 54 \text{ (億円)}$$

となります。

2 年目以降は、課税所得 100 億円から減価償却額 20 億円を差し引いた額が課税対象額となり、

$$80 \times 0.3 = 24 \text{ (億円)}$$

となります。

したがって、圧縮記帳制度の適用の有無を問わず、法定耐用年数が経過するまでの5年間に支払う法人税の総額は、150億円となり、このことから圧縮記帳制度には法人税の繰延べ効果があることが分かります。

② 仕組み

- ア 加入者線路圧縮記帳制度（電気通信事業者）
- イ 特定周波数変更対策業務に係る圧縮記帳制度（一般放送事業者）
- ウ 工事負担金の圧縮記帳制度（CATV事業者、有線放送電話業者）

(6) 準備金

① 概要

将来発生する可能性のある損失や将来の投資等に対して政策的に損金算入を認めた方が良いと判断されるものについて、法人税法上の「引当金」とは別に「準備金」が租税特別措置法で規定され、損金算入が認められています。「準備金」は、その事業年度の収益等との明確な因果関係を持っているものは少なく、利益留保的性格を有する点が「引当金」と大きく異なります。

$$\boxed{\text{所得}} = \boxed{\text{収益(益金)}} - \boxed{\text{通常}の\text{費用} + \boxed{\text{準備金積立額}}}$$

費用(損金)

② 仕組み

ある収入に起因し、将来において発生する可能性のある特定の支出又は損失に備えて、その収入のうちの一定金額を準備金として積立てを行い、その目的となった支出又は損失が発生した場合に取り崩しを行います（目的取崩し）。具体的には、特別修繕準備金などがあります。

(7) 寄附金の損金算入の特例措置

① 概要

寄附金を支出した法人の負担を軽減することを目的として、以下の寄附金を支出した法人に対して、寄附金の損金算入の特例措置が認められています。

<対象となる寄附金>

- ア 国、地方公共団体等に対する寄附金
- イ 公共性の強いものとして財務大臣が指定した寄附金(指定寄附金)
- ウ 公益の増進に著しく寄与するものとして主務大臣が財務大臣と協議して指定した法人(特定公益増進法人)に対する寄附金

② 仕組み

- ア 国、地方公共団体等に対する寄附金
原則として、全額を損金算入できます。
ただし、その寄付をした者が、その寄付によって設けられた設備を専属的に利用すること、その他特別の利益がその寄付をした者に及ぶと認められるものは除かれます。
- イ 指定寄附金
全額を損金算入できます。
- ウ 特定公益増進法人に対する寄附金
通常の損金算入限度額のほかに、その特定公益増進法人に対する寄附金の額の合計額又は通常の損金算入限度額のうちいずれか少ない方の金額を損金算入できます。

ただし、その寄附金がその法人の主たる目的である業務に関連するものに限りま

(8) 負担金の損金算入の特例措置

① 概要

各事業年度において長期間にわたって使用又は運用される基金等に係る負担金又は掛金のうち特定の支出については、その支出した金額についてその支出時に損金に算入することができます。

② 仕組み

全額を損金算入できます。

2 登録免許税

① 概要

財産権の創設・移転、人的資格の取得、事業の開始等に関して登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明を受ける際に、その登記等により受ける利益（例えば、不動産登記を受けることによる第三者対抗要件具備等の法的権利の明確化）に担税力を見出して課税するものです。

② 仕組み

ア 納税義務者：登記等を受ける者

イ 課税標準・税率（例）

事 項	課税標準	税 率
・不動産の所有権の保存登記	不動産の価格	1,000分の4
・不動産の所有権の移転登記（売買）	不動産の価格	1,000分の20
・株式会社の設立登記	資本金の金額	1,000分の7
・電気通信事業者の登録	登録件数	一件につき15万円
・端末機器に係る登録認定機関の登録	登録件数	一件につき9万円
・特定電子メール塔に係る登録送信適正化機関の登録	登録件数	一件につき9万円
・電子署名に係る認定認証事業者の認定	認定件数	一件につき9万円
・電子署名に係る認定外国認証事業者の認定	認定件数	一件につき9万円
・無線局の免許	無線局の数	一局につき3万円 (放送局は15万円)
・無線局の登録	無線局の数	一局につき3万円
・無線設備等に係る点検事業者の登録	登録件数	一件につき9万円
・無線設備等に係る外国点検事業者の登録	登録件数	一件につき9万円
・特定無線設備に係る登録証明機関の登録	登録件数	一件につき9万円
・周波数の使用に係る登録周波数終了対策機関の登録	登録件数	一件につき9万円
・委託放送事業者の認定	認定件数	一件につき9万円
・電気通信役務利用放送事業者の登録	登録件数	一件につき15万円
・有線放送電話業務の許可又は業務区域の拡張の許可	許可件数	一件につき9万円
・有線テレビジョン放送業務に係る放送施設の設置の許可	許可件数	一件につき15万円
・認定放送持株会社の認定	認定件数	一件につき15万円

③ 非課税措置

ア 放送大学学園等が自己のために受ける登記等

イ 日本放送協会の無線局免許等

3 地価税

① 概要

土地の所有者等にその土地の価格の一定比率の税金を課すものです。

地価暴騰を抑制するために、土地の資産としての有利性の縮減を目的に平成 3 年に創設されました。

② 仕組み

ア 納税義務者：国内にある土地の所有者、借地権者等

イ 課税客体：賦課期日（1 月 1 日）において所有する土地等（土地及び借地権等）

ウ 課税標準：土地の相続税評価額

エ 税率：0.3%

オ 納期：10 月 1 日から 10 月 31 日までに申告し、同日及び翌年 3 月 31 日までに 1/2 ずつ分割納付します。

カ 計算式： $(1 \text{ m}^2 \text{あたり相続税評価額} \times \text{面積} - \text{基礎控除}) \times \text{税率} = \text{地価税額}$

③ 基礎控除

次のいずれか大きい方の金額を控除します。

ア 10 億円（資本金・出資金の額が 1 億円以下の法人及び個人の場合は 15 億円）

イ 1 m^2 あたりの更地の価格が 3 万円を超える土地等の面積 \times 3 万円

④ 非課税措置

非課税措置が認められる場合の例として、以下の土地等があります。

ア 国、地方公共団体、公共法人（法人税法別表第一に掲げる法人）が所有する土地等

イ 公益法人（法人税法別表第二に掲げる法人）が所有する土地等

ただし、定款等に記載された事業以外の事業の用に供されている土地等は除きます。

ウ 一定の公益的な用途に供されている土地等（地価税法別表第一に規定）

電気通信事業の電気通信回線設備の用に供されている土地等

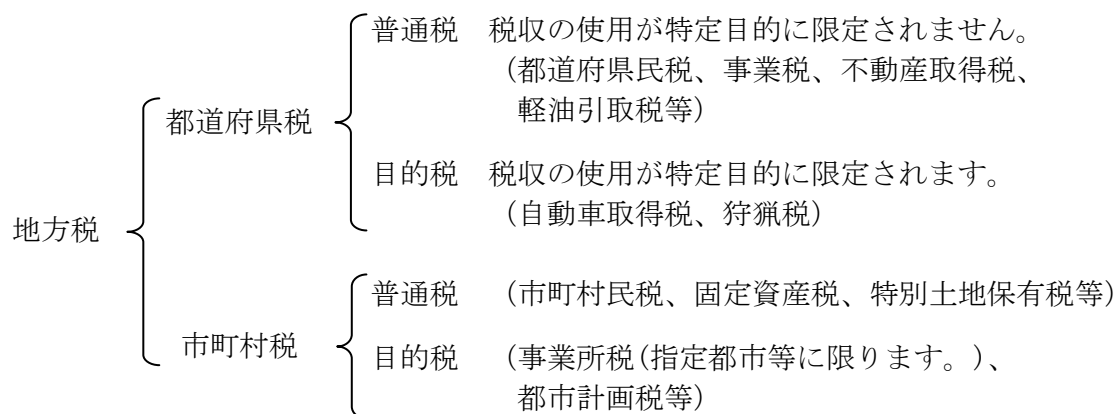
エ 1 m^2 あたりの更地の価格が 3 万円以下の土地等

(注) 地価税については、平成 10 年の課税時期に係るものから、当分の間、課税が停止されています。

II 地方税

1 基本事項

① 体系



(注) 東京都は、特別区の区域において都道府県税のほか、固定資産税及び特別土地保有税を課することとされています。特別区は市町村税を課することとされていますが、固定資産税及び特別土地保有税を課することはできません。

② 特徴

地方税は、原則的に資産税(資産価値に応じた課税)ですが、都道府県民税及び市町村民税等には所得割があります。

$$\boxed{\text{課税標準} \times \text{税率} = \text{税額}}$$

③ 税率

ア 標準税率：地方公共団体が課税する場合に通常よるべき税率

必ずしもこの税率による必要はなく、地方公共団体の判断によって、標準税率と異なる税率を条例で定めることができます。

イ 制限税率：地方公共団体が課税する場合に、これを超えてはならない上限の税率

参 考

用語の説明

課税客体：課税の対象・根拠となる物又は行為などをいいます。

課税標準：課税客体を金額や数量で表したもので、税率を適用して税額を得るための基礎となります。

2 事業税

ここでは法人事業税について説明します(事業税には法人事業税と個人事業税があります)。

① 区分

都道府県税、普通税

② 課税客体・課税標準

所得割 各事業年度の所得金額(法人税の所得の計算の例によります)

付加価値割 各事業年度の付加価値額

付加価値額 = 収益配分額 (報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料) ± 単年度損益

資本割 各事業年度の資本等の金額

③ 納税義務者

都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う者

④ 税率

法人区分	課税標準	対象事業	税率 (標準税率)		
資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人 (下記以外の法人)	付加価値額	法人の行う事業で下記以外のもの	付加価値割 0.48%		
	資本等の金額		資本割 0.2%		
資本の金額又は出資金額が1億円以下の法人 公益法人等 投資法人等	所得及び清算所得		所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 1.5%		
			年400万円超～ 800万円以下の金額 2.2%		
			年800万円超の金額 2.9%		
			所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 2.7%		
年400万円超～ 800万円以下の金額 4.0%					
年800万円超の金額 5.3%					
特別法人 (協同組合等(法人税法別表第3と同一)及び医療法人)			所得及び清算所得	所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 2.7%	
				年400万円超の金額 3.6%	
収入金額課税法人		収入金額		電気供給業 ガス供給業 生命保険業 損害保険業	収入割 収入金額 0.7%

※ 制限税率は標準税率の1.2倍。

※ 3以上の都道府県に事務所などを設けて事業を行う法人のうち資本金又は出資金1,000万円以上であるものの所得割に係る税率については軽減の適用がなくなります。

<納税>

ア 方法：申告納付

イ 納期：事業年度終了の日から2箇月以内

ウ 計算方法：法人税の所得の計算の例によります。すなわち、例外規定がない限り、法人税法、租特法、青色申告の特典など、法人税の所得に関する諸法規がそのまま適用されます。

(例外規定) 海外投資等損失準備金制度の不適用

3 法人住民税

① 区分

都道府県税・市町村税、普通税

② 納税義務者・課税客体

都道府県及び市町村において、事務所又は事業所を有する法人等

③ 税率

ア 均等割

資本金等の額	都道府県民税 均等割	市町村民税均等割	
		従業者数 50 人超	従業者数 50 人以下
50 億円超	80 万円	300 万円	41 万円
10 億円超 50 億円以下	54 万円	175 万円	
1 億円超 10 億円以下	13 万円	40 万円	16 万円
1,000 万円超 1 億円以下	5 万円	15 万円	13 万円
1,000 万円以下	2 万円	12 万円	5 万円

※ 市町村民税については、制限税率（標準税率の 1.2 倍）が設けられています。

※ 二以上の都道府県（市町村）において事務所（事業所）を有する法人は、課税標準となる法人税額を事務所（事業所）の従業員数であん分し、あん分された額を課税標準とする法人税割額に均等割額を加算して各都道府県（市町村）に申告納付します。

イ 法人税割

i 市町村民税：12.3%（制限税率 14.7%）

ii 都道府県民税：5.0%（制限税率 6.0%）

<納 税>

ア 方 法：申告納付

イ 納 期：事業年度終了の日から 2 箇月以内

4 不動産取得税

① 区 分

都道府県税、普通税

② 課税客体

不動産（土地・家屋）の取得

③ 納税義務者

都道府県に所在する不動産を取得した者

④ 課税標準

不動産取得時の不動産の価格

※ 固定資産課税台帳に価格が登録されている不動産については、その価格

※ 固定資産課税台帳に価格が登録されていない不動産、増改築等により課税台帳価格とかけ離れているものは、固定資産評価基準により価格を決定

⑤ 税 率

4%

<納 税>

ア 方 法：普通徴収（徴税吏員が納税通知書を納税者に交付することによって地方税を徴収することです）

イ 納 期：都道府県の条例に定めるところによります。

ウ 計算方法：不動産取得時の不動産の価格 × 税率

5 固定資産税

① 区 分

市町村税、普通税

※ 大規模の償却資産の一定額を超える分は都道府県税。東京都特別区内において所有する固定資産については東京都が課税。

<参 考>

課税団体は原則的に市町村ですが、例外もあります。

(例 外)

- ア 大規模な償却資産（その価額の合計額が市町村の人口段階に応じて定められている金額を超えるもの）については、その金額を超える部分については都道府県が固定資産税を課します（近隣市町村との税収の格差を是正するための措置）
- イ 電気通信等の用に供する固定資産又は 2 以上の市町村にわたって所在する固定資産で、その全体を一の固定資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められるもののうち、総務大臣が指定するものについては都道府県（2 以上の都道府県にわたる場合は総務大臣）が価格を決定して市町村に配分します。

② 課税客体

賦課期日（1月1日）現在において所有する土地、家屋、償却資産

<参 考>

- ア 土 地：田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地
- イ 家 屋：住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む）、倉庫その他の建物
- ウ 償却資産：土地及び家屋以外の事業の用に供することができる設備等の資産で、その減価償却額、減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金に算入されるもの
- エ 免 税 点：課税標準となるべき額が、以下に示す基準に満たない場合は課税対象になりません。

区 分	基 準
土 地	30 万円
家 屋	20 万円
償却資産	150 万円

③ 納税義務者

賦課期日（1月1日）に、固定資産課税台帳に所有者として登録されている者

<参 考>

- ア 土 地：土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有として登記又は登録されているもの
 - イ 家 屋：建物登記簿又は家屋補充課税台帳に所有として登記又は登録されているもの
 - ウ 償却資産：償却資産課税台帳に所有者として登録されているもの
- ※ 固定資産課税台帳は、土地、家屋については不動産登記の際に自動的に作成され、償却資産については申告（毎年 1/1 ～ 1/31 の間）により作成されます。
- ※ 償却資産の所有者は、その償却資産の所在地の市町村長に申告します。

④ 課税標準

固定資産税評価額。賦課期日（1月1日）現在における固定資産の適正な時価。

<参 考>

- ア 土地・家屋
総務大臣の定める固定資産評価基準をもとに、各市町村の固定資産評価員が評価を行い、市町村長が決定し、3 年毎に見直します。（その年度を「基準年度」といいます。次回の評価替えは、平成 21 年度です）
- イ 償却資産
取得価額と減価償却により、毎年評価換えを行います。
 - i 取得価額：法人税法又は所得税法の例によります。

- ii 減価償却：原則として、法人税法又は所得税法に規定する定率法によります。
 ※ 前年度に取得したものは、一律 1/2 償却となります。

$$n \text{ 年度の固定資産税評価額} = P \left(1 - \frac{r}{2} \right) (1 - r)^{n-1}$$

(P：取得価格、r：減価率)

※ 期末帳簿価額に、一定の調整額を加算する方法も認められています。

⑤ 税 率

1.4% (制限税率は廃止されました)

<納 税>

ア 方 法：普通徴収

イ 納 期：4、7、12 及び 2 月中において、その市町村の条例で定めます。

ウ 計算方法：固定資産課税台帳に登録された価格 × 税率

(注) 評価額の算定にあたっては、平成 19 年度税制改正において導入された新たな定率法は適用されません。また、評価額の最低限度は、取得価額の 5/100 です。

6 特別土地保有税

① 区 分

市町村税、普通税

※ 東京都特別区内に所在する土地に関するものについては東京都が課税

② 課税客体

土地又は土地の取得 (土地の保有に係るものと土地の取得に係るものとがあります)

<参 考>

ア 土地の保有に係るものにあつては、当該土地の取得から 10 年間適用となります。

イ 免 税 点：以下に示す基準面積に満たない土地は課税対象になりません。

区 分	基準面積 (㎡)
東京都特別区及び指定都市の区の区域	2,000
都市区域を有する市町村の区域	5,000
その他の市町村の区域	10,000

③ 納税義務者

土地の所有者又はその取得者

④ 課税標準

土地の取得価額

⑤ 税 率

ア 土地に対して課する特別土地保有税 (保有分)：1.4%

イ 土地の取得に対して課する特別土地保有税 (取得分)：3.0%

<納 税>

ア 方 法：申告納付

イ 納 期：保有に係る特別土地保有税：5 月 31 日

取得に係る特別土地保有税：1 月 1 日前 1 年以内に取得したもの：2 月末日

7 月 1 日前 1 年以内に取得したもの：8 月 31 日

ウ 計算方法：

保有に係る特別土地保有税：(土地の取得価格 × 税率) - 固定資産税額
取得に係る特別土地保有税：(土地の取得価格 × 税率) - 不動産取得税額

(注) 特別土地保有税は、平成 15 年度以降、当分の間、新たな課税は行わないこと
となっています。

7 事業所税

① 区 分

市町村税、目的税

※ 東京都特別区内に所在する土地に関するものについては東京都が課税

② 課税客体

事務所又は事業所において法人又は個人の行う事業

<参 考>

ア 課税団体は、東京都（特別区の存する区域のみ）、人口 30 万人以上の都市等に限定
されます。

イ 事業所床面積によるものを資産割、従業者給与総額によるものを従業者割といいま
す。

ウ 免 税 点：以下に示す基準以下のものは課税対象になりません。

区 分	基 準
資 産 割	1,000 m ²
従業者割	100 人

③ 納税義務者

事業所等において事業を行う法人又は個人

④ 課税標準

資 産 割：年度末における事業所床面積 (m²)

従業者割：年度間に支払われた従業者給与総額 (円)

⑤ 税 率

資 産 割：600 円/m²

従業者割：0.25%

<納 税>

ア 方 法：申告納付

イ 納 期：法人の事業に係る事業所税…事業年度終了の日から 2 箇月以内
個人の事業に係る事業所税…翌年の 3 月 15 日

ウ 計算方法：事業に係る事業所税 = 資産割 + 従業者割

資 産 割：事業所床面積 (m²) × 600 円

従業者割：従業者給与総額 × 0.25%

8 都市計画税

① 区 分

市町村税、目的税

② 課税客体

都市計画事業又は土地区画整理事業を行う市町村において、都市計画区域のうち原則と

して市街化区域内に所在する土地及び家屋

③ **納税義務者**

賦課期日（1月1日）における、上記課税客体の所有者

④ **課税標準**

固定資産税の課税標準となるべき価格

⑤ **税 率**

0.3%（制限税率）

<納 税>

ア 方 法：固定資産税の例によります（普通徴収）。

イ 納 期：4、7、12 及び2月中において、その市町村の条例で定めます。

ウ 計算方法：土地又は家屋の価格 × 税率

第2章 情報通信分野に対する税制支援措置

I 電気通信事業の振興

1 加入者線路の圧縮記帳制度（電気通信事業者）

① 目的

加入者の工事負担金をもって電気通信事業者が取得した施設は、実質的には専ら加入者のためにのみ使用されるため、この施設について直ちに課税することは適当でないので、圧縮記帳による課税の特例を講じています。

② 対象者

電気通信回線設備を設置する電気通信事業者（電気通信事業法第117条第1項の認定を受けた者（以下「認定電気通信事業者」という））

③ 対象設備

電気通信事業に必要な施設を設けるために加入者から工事負担金の交付を受け、その工事負担金をもって取得した固定資産

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

「法人税」について、対象となる固定資産の取得価額から、工事負担金の価額を控除した金額を下らない金額までその固定資産の帳簿価額を圧縮して記帳し、圧縮した金額を損金経理により所得の計算上損金の額に算入すること（圧縮記帳）が認められます。

イ 適用期限

期限の定めはありません。

2 譲渡所得の特別控除制度（電気通信事業者）

① 目的

公共の利益の増進のために必要がある場合には、土地収用法等の法令の規定に基づき資産の収用等が行われます。

この場合、収用事業の性格上速やかに施行されることが望ましいこと、また、資産の譲渡者にとっては、自己の意思にかかわらず、なかば強制的に収用等されたものであることから、譲渡益（補償金等）について次のような特例措置を講じています。

② 対象者

土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づき、認定電気通信事業者に資産を譲渡した個人又は法人

③ 税制支援の内容

ア 軽減措置

「所得税」及び「法人税」について、土地収用法に基づき、認定電気通信事業者によって電気通信回線設備の用に供する施設を設置するために収用等された資産の譲渡益（補償金額から譲渡直前の帳簿価額及び譲渡経費の合計額を控除した金額）のうち年5,000万円までの金額を損金算入することが認められます。

なお、既成市街地内の電気通信回線設備及び市外通信幹線路の中継設備の用に供する

施設を設置するために収用等された場合は、簡易証明方式（土地収用法の事業認定を受けたものである旨の証明書に代えて、収用することができる資産である旨の証明書（所轄税務署が発行）で足りる方式。すなわち、土地収用法による事業認定を受けない場合でも税制措置の対象となる）が適用されます。

イ 適用期限

期限の定めはありません。

3 事業所税の特例措置（電気通信事業者）

① 目的

事業所税は都市環境の整備及び改善に関する事業の財源に充当するための目的税であり、都市機能の維持向上を図るために不可欠な施設については、非課税等の特例措置がとられています。

そこで、電気通信事業の用に供する施設について次のような特例措置を講じています。

② 対象者と税制支援の内容

事業者	事業に係る事業所税	適用期限
固定系電気通信事業者 ・東日本電信電話株式会社 ・西日本電信電話株式会社 ・KDDI株式会社 ・ソフトバンクテレコム株式会社 ・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ・フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	非課税	期限の定めはありません

③ 対象施設

電気通信事業の用に供する施設（事務所、研究施設、研修施設を除く）

4 特別土地保有税の非課税措置（電気通信事業者）

① 目的

特別土地保有税は土地の投機的取引の抑制と宅地供給の促進を図るために設けられた目的税であり、土地収用法の対象となる事業等その土地の取得・保有の目的が公益性を有する場合には、非課税とする措置がとられています。

認定電気通信事業は土地収用法の対象となっており、高い公益性を有していることから、次のとおり特別土地保有税の非課税措置を講じています。

② 対象者

認定電気通信事業者

③ 税制支援の内容

ア 非課税措置

認定電気通信事業の用に供する施設のうち、事務所、宿舍並びに職員の福利及び厚生のための施設以外のものについて、「特別土地保有税」が非課税となります。

イ 適用期限

期限の定めはありません。

(注) 特別土地保有税は、平成 15 年度以降、当分の間、新たな課税は行わないこととなっています。

5 軽油引取税の非課税措置（電気通信事業者）

① 目的

目的税（道路特定財源）から普通税（一般財源）に変更されましたが、非課税措置を講じられていた電気通信設備の電源の用途に供すると認められる軽油の引取りについては、3年間の非課税措置となっています。

② 対象者

公衆の通信の用に供する電気通信設備を設置及び管理する者

③ 税制支援の内容

ア 非課税措置

公衆の通信の用に供する電気通信設備の電源の用途に供する軽油の引取りについて「軽油引取税」が非課税となります。

イ 適用期限

平成 24 年 3 月 31 日まで

6 地価税の非課税措置（電気通信事業者）

① 目的

電気通信事業は、国民の日常生活及び産業経済に対し、基礎的・不可欠なサービスを提供する公益性の極めて高い事業であり、設備産業として膨大な土地等を必要とし、かつ、その場所で永続的にサービスの供給が行われなければ国民生活等に著しい支障をきたすという特性を持っていることから、次のとおり地価税の非課税措置を講じています。

② 対象者

認定電気通信事業者

③ 税制支援の内容

ア 非課税措置

認定電気通信事業に直接必要な次の施設又は設備に供されている土地等について「地価税」が非課税となります。

i 電気通信回線設備

ii 電気通信回線設備の保守及び修繕のために必要な倉庫

iii 自動車車庫

iv 専ら保守及び修繕に従事する職員の事務所等

イ 適用期限

期限の定めはありません

(注) 地価税については、平成 10 年の課税時期に係るものから、当分の間、課税が停止されています。

II 放送事業の振興

1 軽油引取税の非課税措置（放送事業者）

① 目的

目的税（道路特定財源）から普通税（一般財源）に変更されましたが、非課税措置を講じられていた放送の用に供する施設の電源の用途に供すると認められる軽油の引取りについては、3年間の非課税措置となっています。

② 対象者

放送事業者

③ 税制支援の内容

ア 軽減措置

放送の用に供する施設の電源の用途に供する軽油の引取りについて、「軽油引取税」が非課税となります。

イ 適用期限

平成24年3月31日まで

2 地価税の特例措置（一般放送事業者）

(1) 制度の概要

① 目的

放送の用に供する土地等に係る地価税の特例措置を講じることにより、放送の継続的・安定的提供を通じて、番組制作の充実を図るとともに、放送の普及を図るなど放送の健全な発達に資するものです。

② 対象者

一般放送事業者

③ 税制支援の内容

無線設備（電波法施行規則第2条第1項第37号に規定する送信空中線系）の用に供されている土地等（以下、「特定の放送用施設」という）であって、特定の放送用施設以外の用に供されている土地等の面積が1/10未満である場合、地価税の課税標準を2/3とすることが認められます。

(2) 手続き

税務申告の際、総務大臣の証明（地価税の課税の特例措置の適用に係る証明書）が必要になりますので、あらかじめ証明申請書を総合通信局（沖縄総合通信事務所を含みます。以下同じ）に提出し、証明書の交付を受けてください。

(注) 地価税については、平成10年の課税時期に係るものから、当分の間、課税が停止されています。

3 特定周波数変更対策業務に係る圧縮記帳制度（地上系一般放送事業者）

① 目的

地上テレビジョン放送のアナログ周波数変更対策のため、特定周波数変更対策業務として指定周波数変更対策機関から支給された給付金により放送事業者等が取得した固定資産について税制支援措置を講ずることによって、従来のアナログ放送から、電波のより能率的な利用に資するデジタル放送への移行を円滑に実現し、様々な電波利用分野に再分配できる周波数資源を確保して、周波数の逼迫緩和を図ることを目的としています。

② 対象者

地上系一般放送事業者

③ 対象施設

特定周波数変更対策業務に係る給付金により取得した無線設備等

④ 税制支援の内容

地上放送を行う一般放送事業者が、地上放送のデジタル化に伴うアナログ放送の周波数変更対策のための給付金を受け固定資産を取得した場合、取得した当該固定資産を帳簿価額から一定額だけ減額し、その額を損金算入すること（圧縮記帳）が認められます。

4 NHKに対する税制支援措置

日本放送協会（NHK）の公共性にかんがみ、次の税制上の特例措置を講じています。

[国 税]

税 目	特例措置の内容
所得税	非課税
法人税	非課税
地価税	非課税
登録免許税	非課税（放送局の免許に係る登録免許税）
関税	免税（録画済のニュース用のテープ等）

[地方税]

税 目	特例措置の内容
都道府県民税	非課税（法人税割）
事業税	非課税
不動産取得税	非課税（地方税法施行令第36条の3第2項に規定する不動産以外）
市町村民税	非課税（法人税割）
固定資産税	課税標準1/2（地方税法施行令第52条の3に掲げる固定資産以外）
特別土地保有税	非課税（不動産取得税が非課税のもの）
軽油引取税	非課税（放送の用に供する施設の電源の用途に供する軽油の引取り。平成24年3月31日まで）
事業所税	非課税
都市計画税	課税標準1/2（固定資産税の課税標準が1/2のもの）

Ⅲ C A T V 事業等の振興

1 工事負担金の圧縮記帳制度（C A T V 事業者・有線放送電話業者）

① 目的

有線テレビジョン放送事業（C A T V 事業）の場合、施設の設置に必要な膨大な経費の多くは加入者の工事負担金で賄っていますが、工事負担金収入について収益として直ちに課税されると、工事負担金の全額を設備投資費に充当できず、必要な設備資金に不足が生じ事業運営上大きな影響を受けることとなります。

そこで、加入者の工事負担金をもって取得した施設について圧縮記帳による課税の特例を講じています。同様に、有線放送電話業者についても、工事負担金の圧縮記帳制度が認められています。

② 対象者

C A T V 事業者、有線放送電話業者

③ 対象施設

C A T V 事業に必要な施設を設けるために加入者から工事負担金の交付を受け、その工事負担金をもって取得した固定資産

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

「法人税」について、対象となる固定資産の取得価額から工事負担金の価額を控除した金額を下らない金額までその固定資産の帳簿価額を圧縮して記帳し、圧縮した金額を損金経理により所得の計算上損金の額に参入すること（圧縮記帳）が認められます。

イ 適用期限

期限の定めはありません。

2 中小企業等基盤強化税制（C A T V 事業者）

① 目的

中小企業等基盤強化税制は、中小企業者や流通・サービス業の経営基盤の安定・強化を通じて、消費の拡大、ひいては内需の振興・産業の活力の維持を図ること等を目的として設けられました。

C A T V 事業は、地域社会における基幹的な情報通信基盤として大きな役割を果たすとともに、地域密着型のメディアとして当該地域経済の活性化への貢献度合いが大きいことから、中小企業等基盤強化税制の適用対象として、次のような税制支援措置を講じています。

② 対象者

C A T V 事業者（中小企業者※に限ります）

※ 中小企業者には、次の個人又は法人が該当します。

ア 個人

常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人

イ 法人

i 資本金、出資金の額が 1 億円以下の法人のうち、次の a 又は b 以外の法人

a 発行済株式、出資の総数、総額の 1/2 以上が同一の大規模法人（資本金、出

資金の額が 1 億円を超える法人又は資本、出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く)の所有に属している法人

- b a のほか、その発行済株式、出資の総数、総額の 2/3 以上が大規模法人の所有に属している法人
- ii 資本、出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人

③ 対象設備

ア 機械及び装置

1 台又は 1 基 (通常 1 組又は 1 式をもって取引の単位とされるものにあつては、1 組又は 1 式。イにおいて同じ) の取得価額が 280 万円以上

イ 器具及び備品

1 台又は 1 基の取得価額が 120 万円以上

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国	税
---	---

 「所得税」又は「法人税」について、上記の取得価額要件を満たした場合、取得価額の 7%の税額控除又は 30%の特別償却が認められます (国内にある事業の用に供する場合に限ります)。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引により取得した設備・資産については、税額控除のみを利用できます。

本税制の適用を受ける場合は、他の特別償却制度等の適用を受けることはできません。

イ 適用期限

平成 23 年 3 月 31 日まで

IV 通信・放送事業の高度化

1 次世代ブロードバンド基盤整備促進税制

(1) 制度の概要

① 目的

次世代ブロードバンド基盤は 21 世紀の基幹的通信網であり、企業活動はもとより豊かな国民生活を実現する上で大きな役割を果たすことが期待されており、我が国におけるユビキタスネットワークを実現する上で必要不可欠なものです。

そのため、多額かつ継続的な設備投資が必要である次世代ブロードバンド基盤に対する設備投資を促し、その整備を一層推進することを目的として、次の税制支援措置を講じています。

② 対象者

- ア 電気通信事業者
- イ CATV事業者（地方税に限ります）

③ 対象設備

- ア 電気通信事業者

電気通信基盤充実臨時措置法（平成 3 年法律第 27 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた高度通信施設整備事業の実施計画に従って取得等する以下の設備

表 次世代ブロードバンド基盤整備促進税制の対象設備一覧（高度通信施設整備事業関連）

対象設備名	国 税	地方税	設 備 の 概 要
加入者系光ファイバケーブル	5%※1	4/5	電気通信業務の用に供される光ファイバ製の通信ケーブルのうち、事業所と配線盤（き線点）との間のもの
		3/4※2	電気通信業務の用に供される光ファイバ製の通信ケーブルのうち、配線盤（き線点）と最終配線盤との間のもの（地方税のみ条件不利地域※2に限る）
波長分割多重化装置		4/5	光伝送の方式における波長の異なる複数の搬送波を多重化して伝送する機能を有する装置であって、光ファイバを用いた線路に接続されるもの
端末系光端局装置（光伝送装置）	5%※1	4/5	光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有するもので、上記の「光ファイバケーブル」に接続されるもの
IPバージョン6対応ルーター		4/5	インターネットを構成するルーターのうち、IPバージョン6の通信機能を有するもの（事業所間を接続するもの）

※1：対象設備が設置される地域を以下の地域に限定

- 一 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域及び同法第 33 条の規定により過疎地域とみなされる区域（過疎地域に係る市町村の廃棄分合又は境界変更に伴い同条第一項の規定に基づいて新たに同法の規定が適用されることとなった区域を除く）
- 二 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 三 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島
- 四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する小笠原諸島
- 五 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 六 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島

※2：対象設備が設置される地域を以下の地域に限定（平成 18 年総務省告示第 405 号）

- 一 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島の区域
- 三 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された豪雪地帯
- 四 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村の地域
- 五 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する小笠原諸島の地域
- 六 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 七 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進の関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域

- 八 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域及び同法第 33 条の規定により過疎地域とみなされる区域（過疎地域に係る市町村の廃棄分合又は境界変更に伴い同条第一項の規定に基づいて新たに同法の規定が適用されることとなった区域を除く）
- 九 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島の地域

イ CATV事業者

電気通信基盤充実臨時措置法第 4 条第 1 項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施計画に従って取得等する以下の設備

表 次世代ブロードバンド基盤整備促進税制の対象設備一覧（高度有線テレビジョン放送施設整備事業関連）

対象設備名	地方税	設 備 の 概 要
加入者系光ファイバケーブル（光幹線路）	4/5	有線テレビジョン放送の業務の用に供される光ファイバ製の通信ケーブルのうち、有線テレビジョン放送事業者の事業所と分岐点との間を接続するもの
光端局装置	4/5	光伝送の方式における電気信号を光信号に変換する機能を有する装置であって、光幹線路に接続されるもの

④ 税制支援の内容

ア 電気通信事業者

(ア) 軽減措置

- 国 税** 「法人税」について、取得価額の 5% の特別償却が認められます。
- 地 方 税** 「固定資産税」について、取得後 5 年度分の課税標準を 4/5（加入者系光ファイバケーブル（配線盤～最終配線盤との間のもので、上記※²の地域）については 3/4）とする特例が認められます。

(イ) 適用期限

- 国 税** 平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- 地 方 税** 平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

イ CATV事業者

(ア) 軽減措置

- 地 方 税** 「固定資産税」について、取得後 5 年度分の課税標準を 4/5 とする特例が認められます。

(イ) 適用期限

- 地 方 税** 平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

(2) 手続き

[電気通信事業者の場合]

① 実施計画の認定の手続き

次世代ブロードバンド基盤整備促進税制の適用を受けるためには、電気通信基盤充実臨時措置法第 4 条第 1 項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた高度通信施設整備事業の実施計画に従って対象設備を取得等することが必要です。

なお、高度通信施設整備事業の実施計画の認定の手続きは次のとおりです。

ア 申 請

次の書類を作成し、総務省（総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課）に提出します。

- i 施設整備事業実施計画認定申請書
- ii 実施計画書
- iii 参考資料

イ 認 定

総務大臣は、提出された実施計画が「電気通信基盤充実事業を推進するための基本的な指針」（平成 3 年郵政省・労働省告示第 1 号）に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認められるときは実施計画の認定を行います。

② 税務申告の際の手続き

税務申告の際には、当該設備が上記の認定を受けた実施計画に従って取得等したものであることについて総務大臣の発行した証明書の提出が必要です。

なお、実施計画は複数年度分（3 年度分）が認定されていますが、総務大臣の証明書は税務申告の都度必要です。

【法人税・固定資産税軽減の手続き】

ア 法人税軽減の手続きの場合

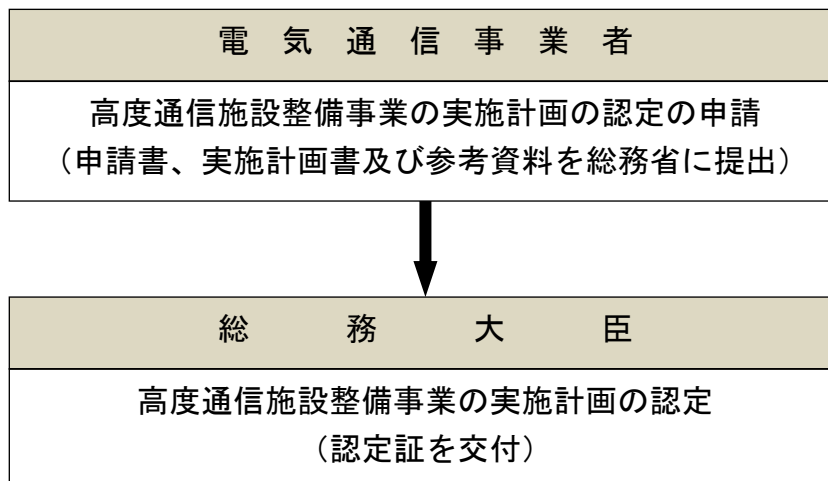
- i 「租税特別措置法第 44 条の 4 第 1 項表の第 1 号適用証明申請書」を作成し、総務省（総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課）に提出して証明を受けます。（連結納税の対象法人も同様の手続きが必要です）
※ 原則として、決算月の翌月中に申請書を提出してください。
- ii 総務大臣の証明を受けた同申請書（証明書）を税務署に提出します。

イ 固定資産税軽減の手続きの場合

- i 「地方税法附則第 15 条第 46 項の適用に係る証明申請書」を作成し、総務省（総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課）に提出して証明を受けます。
※ 原則として、1 月中に申請書を提出してください。
- ii 総務大臣の証明を受けた同申請書（証明書）を市町村に提出します。

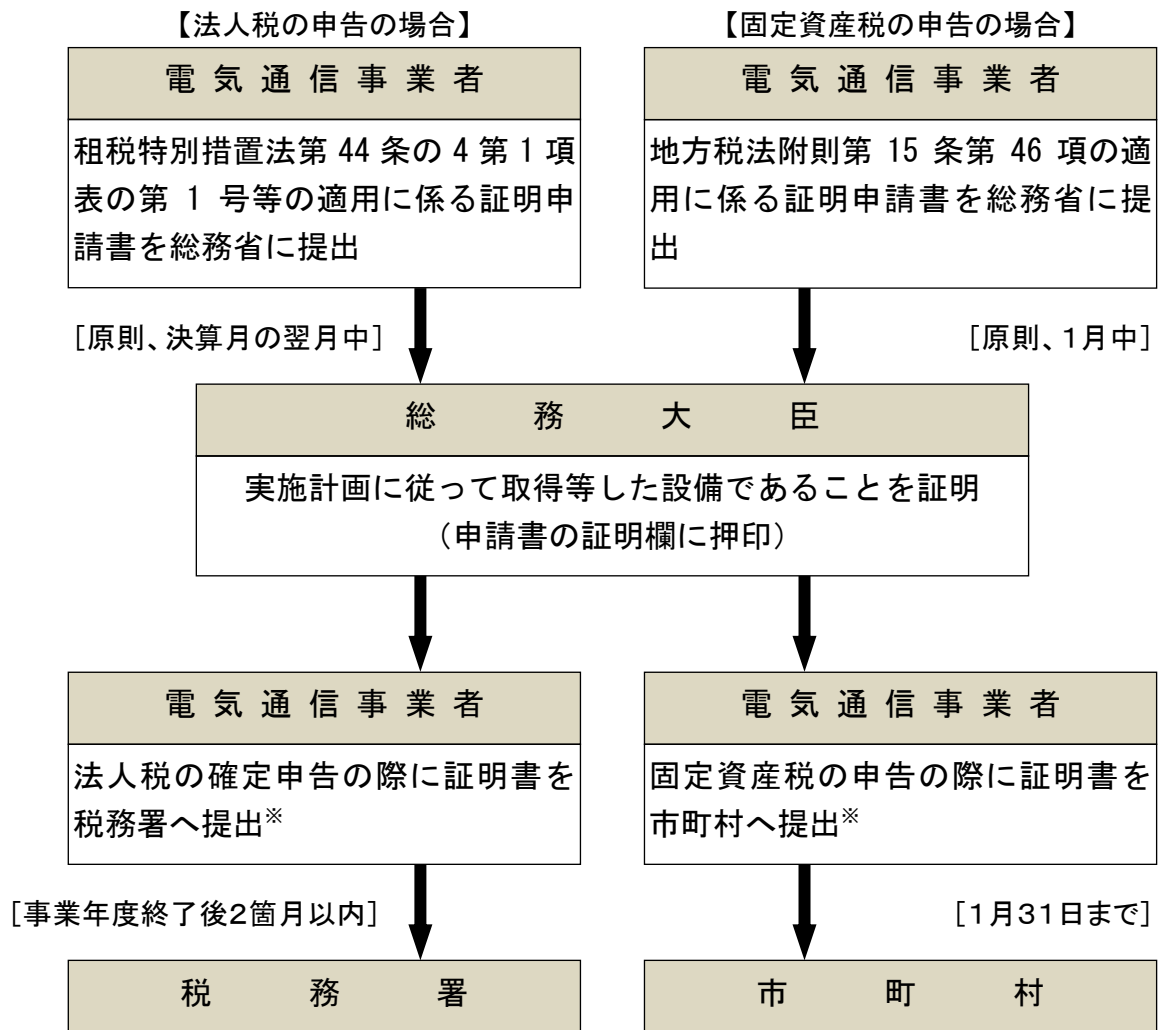
図 次世代ブロードバンド基盤整備促進税制の適用を受けるための手続き

① 高度通信施設整備事業の実施計画の認定の手続き



② 税務申告の際の手続き

※ 申告の都度、総務大臣の発行した証明書の提出が必要です。



※ 法人税・固定資産税の申告期限までに証明書を提出できない場合は、事前に税務署・市町村と相談の上、後日、証明書を提出することとなります(税務申告は、期限までに行うことを要します。)

次世代ブロードバンド基盤整備促進税制（高度通信施設整備事業関連）の適用を受けるには、上記のとおり、総務大臣による実施計画の認定や証明が必要となりますので、対象設備を取得等し、本税制の適用を受けようとする場合には、事前に総務省にお問い合わせください。

問い合わせ先：総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課（電話 03-5253-5866）

[CATV事業者の場合]

① 実施計画の認定の手続き

次世代ブロードバンド基盤整備促進税制（高度有線テレビジョン放送施設整備事業関連）の適用を受けるためには、電気通信基盤充実臨時措置法第4条第1項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施計画に従って対象設備を取得等することが必要です。

なお、高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施計画の認定手続は次のとおりです。

ア 申請

次の書類を作成し、総務省（総合通信局経由で情報流通行政局地域放送課）に提出します。

- i 施設整備事業実施計画認定申請書
- ii 実施計画書
- iii 参考資料

イ 認定

総務大臣は、提出された実施計画が「電気通信基盤充実事業を推進するための基本的な指針」に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認められるときは実施計画の認定を行います。

② 税務申告の際の手続き

税務申告の際には、当該設備が上記の認定を受けた実施計画に従って取得等したものであることについて総務大臣の発行した証明書の提出が必要です。

なお、実施計画は複数年度分が認定されていますが、総務大臣の証明書は税務申告の都度必要です。

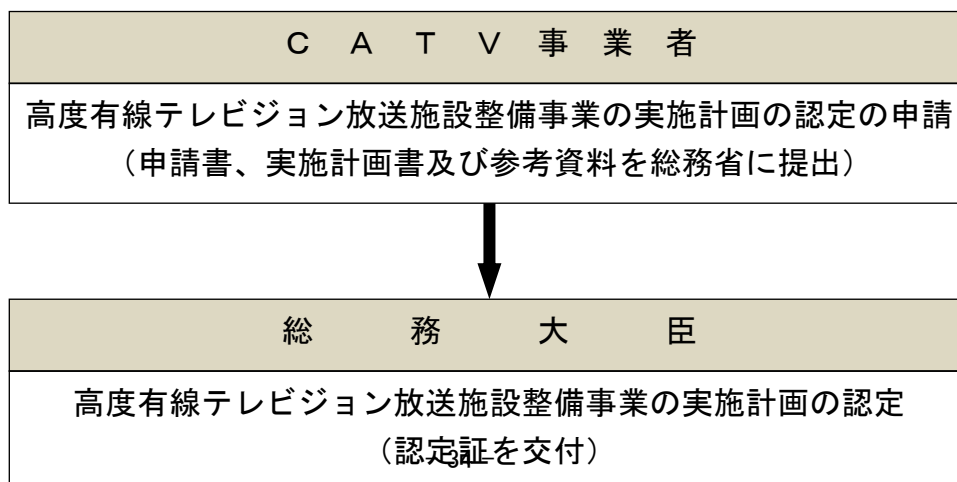
【固定資産税軽減の手続き】

- i 「地方税法附則第15条第21項の適用証明申請書」を作成し、総務省（総合通信局経由で情報流通行政局地域放送課）に提出して証明を受けます。
※ 原則として、1月中に申請書を提出して下さい。
- ii 総務大臣の証明を受けた同申請書（証明書）を市町村に提出します。

図 次世代ブロードバンド基盤整備促進税制の適用を受けるための手続き

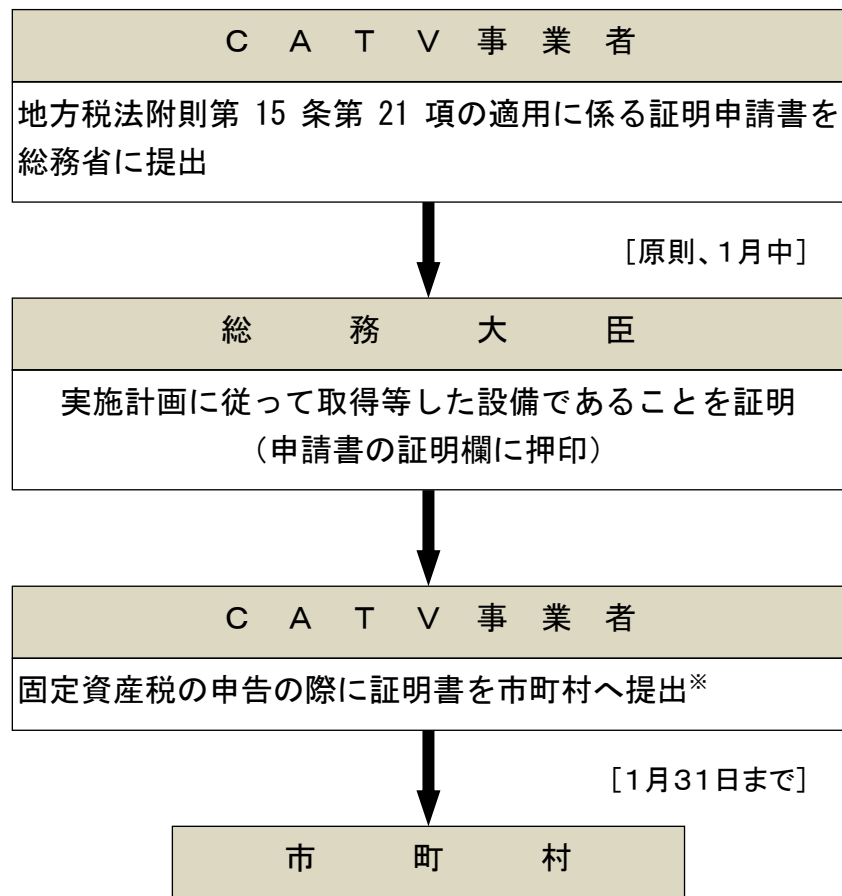
① 高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施計画の認定の手続き

※ 複数年度にわたった計画で認定を受けることができます。



② 税務申告の際の手続き

※ 申告の都度、総務大臣の発行した証明書の提出が必要です。



※ 固定資産税の申告期限までに証明書を提出できない場合は、事前に市町村と相談の上、後日、証明書を提出することとなります(税務申告は、期限までに行うことを要します。)

次世代ブロードバンド基盤整備促進税制（高度有線テレビジョン放送施設整備事業関連）の適用を受けるには、上記のとおり、総務大臣による実施計画の認定や証明が必要となりますので、対象設備を取得等し、本税制の適用を受けようとする場合には、事前に総務省にお問い合わせください。

問い合わせ先：情報流通行政局地域放送課（電話 03-5253-5808）

2 広帯域加入者網普及促進税制

(1) 制度の概要

① 目的

DSLを始めとする広帯域加入者網は、常時接続による高速インターネットアクセスを実現するものとして、我が国におけるユビキタスネットワークを実現する上で、大きな役割を果たすことが期待されています。

そのため、多額かつ継続的な設備投資が必要である広帯域加入者網に対する設備投資を促し、その普及促進を目的として、次の税制支援措置を講じています。

② 対象者

- ア 電気通信事業者
- イ 有線放送電話業者

③ 対象設備

電気通信基盤充実臨時措置法第4条第1項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた高度通信施設整備事業の実施計画に従って取得等する以下の設備（有線放送電話業者については、小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置、デジタル加入者回線サービス等提供用附帯設備に限ります）

表 広帯域加入者網普及促進税制の対象設備一覧

対象設備名	国 税	地方税	設 備 の 概 要
小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置	10%※	2/3	デジタル加入者回線伝送方式における複数の電気通信信号を多重化する機能を有する回線収容能力が500回線以下の変復調装置であって、端末設備でないもの
デジタル加入者回線サービス等提供用附帯設備		2/3	小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置を収容するための設備及びこれと一体として設置する電源装置からなるもの
加入者系無線アクセス通信用無線設備		4/5	インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であって、陸上に開設する移動中の運用を行わない無線局（その無線設備が端末設備であるもの及びその通信の相手方であるものに限る）に用いられるもの
衛星インターネット通信用無線設備 （親局・子局）		4/5	インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であって、人工衛星の無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る）と無線通信を行うもの（他の一の衛星インターネット通信用無線設備によってその送信の制御が行われるものを含む。）

※：対象設備が設置される地域を以下の地域に限定

- 一 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定により過疎地域とみなされる区域（過疎地域に係る市町村の廃棄分合又は境界変更に伴い同条第一項の規定に基づいて新たに同法の規定が適用されることとなった区域を除く）
- 二 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 三 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- 四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島
- 五 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 六 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税
地 方 税

「法人税」について、取得価額の10%の特別償却が認められます。

「固定資産税」について、取得後5年度分の課税標準を2/3（加入者系無線アクセス通信用無線設備、衛星インターネット通信用無線設備（親局・子局）については、4/5）とする特例が認められます。

イ 適用期限

国 税
地 方 税

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

(2) 手続き

① 実施計画の認定の手続き

広帯域加入者網普及促進税制の適用を受けるためには、電気通信基盤充実臨時措置法第4条第1項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた高度通信施設整備事業の実施計画に従って対象設備を取得等することが必要です。

なお、高度通信施設整備事業の実施計画の認定の手続きは次のとおりです。

ア 申請

次の書類を作成し、総務省（総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課）に提出します。

- i 施設整備事業実施計画認定申請書
- ii 実施計画書
- iii 参考資料

イ 認定

総務大臣は、提出された実施計画が「電気通信基盤充実事業を推進するための基本的な指針」に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認められるときは実施計画の認定を行います。

② 税務申告の際の手続き

税務申告の際には、当該設備が上記の認定を受けた実施計画に従って取得等したものであることについて総務大臣の発行した証明書の提出が必要です。

なお、実施計画は複数年度分（3年度分）が認定されていますが、総務大臣の証明書は税務申告の都度必要です。

【法人税・固定資産税軽減の手続き】

ア 法人税軽減の手続きの場合

- i 「租税特別措置法第44条の4第1項表の第2号適用証明申請書」を作成し、総務省（総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課）に提出して証明を受けます（連結納税の対象法人も同様の手続きが必要です）。

※ 原則として、決算月の翌月中に申請書を提出してください。

- ii 総務大臣の証明を受けた同申請書（証明書）を税務署に提出します。

イ 固定資産税軽減の手続きの場合

- i 「地方税法附則第15条第19項の適用に係る証明申請書」を作成し、総務省（総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課）に提出して証明を受けます。

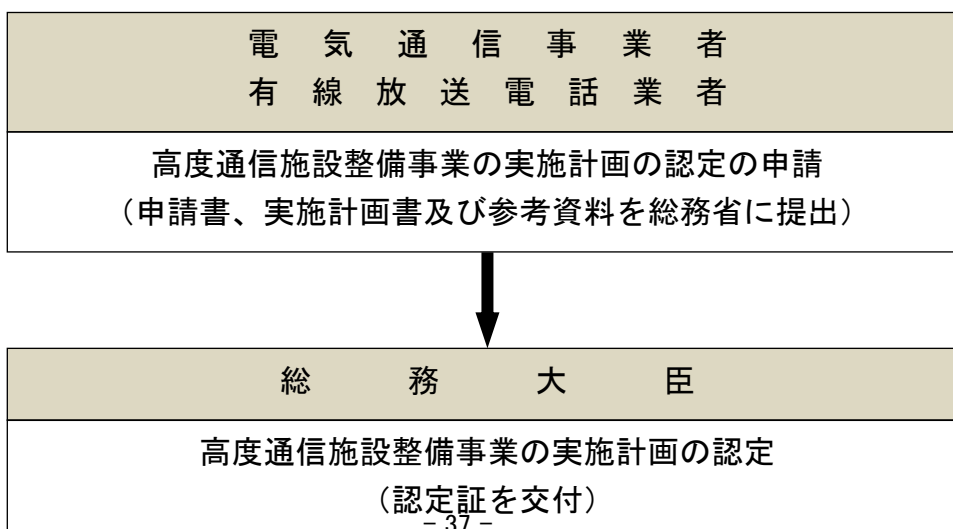
※ 原則として、1月中に申請書を提出してください。

- ii 総務大臣の証明を受けた同申請書（証明書）を市町村に提出します。

図 広帯域加入者網普及促進税制の適用を受けるための手続き

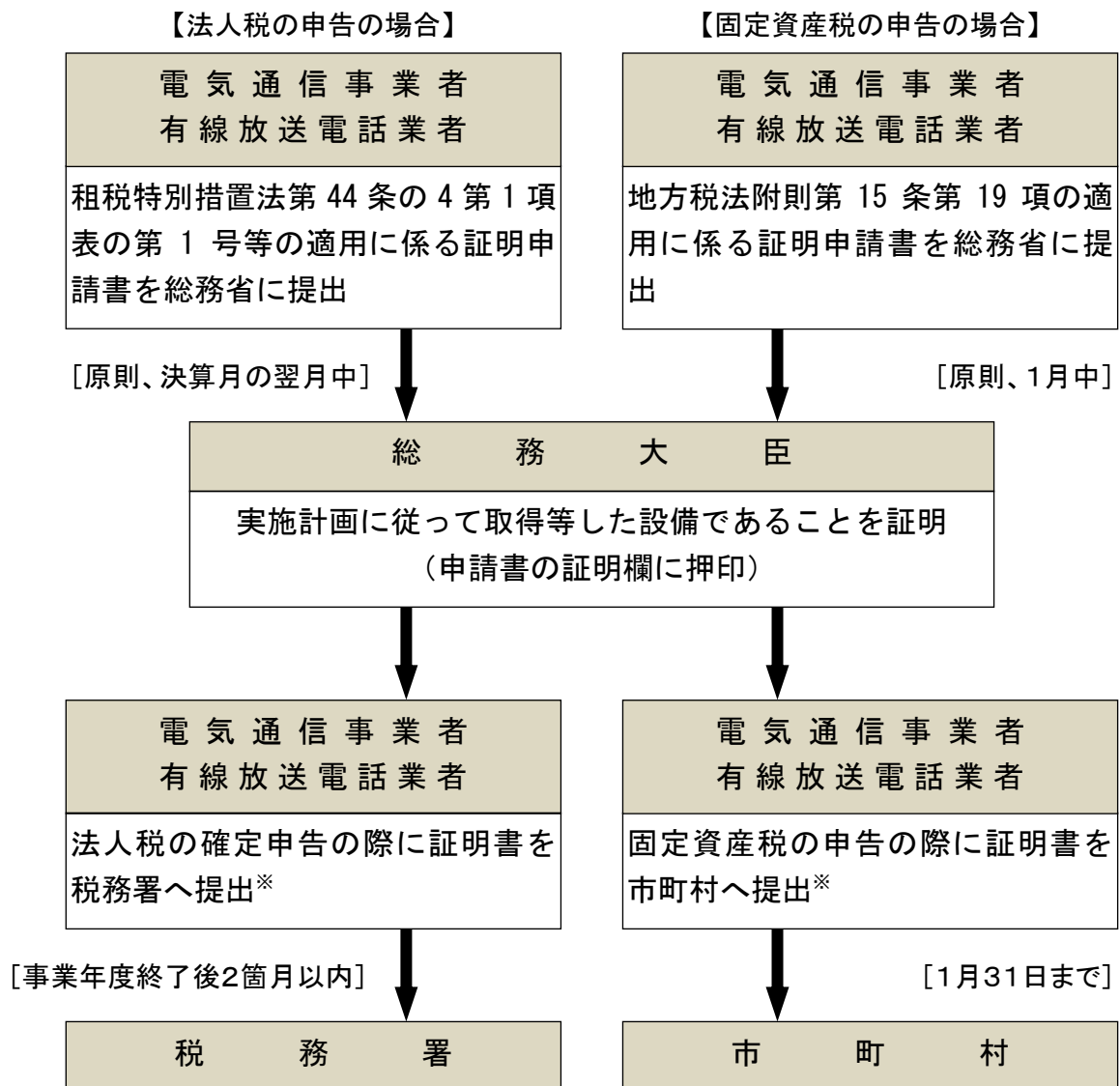
① 高度通信施設整備事業の実施計画の認定の手続き

※ 複数年度にわたった計画で認定を受けることができます。



② 税務申告の際の手続き

※ 申告の都度、総務大臣の発行した証明書の提出が必要です。



※ 法人税・固定資産税の申告期限までに証明書を提出できない場合は、事前に税務署・市町村と相談の上、後日、証明書を提出することとなります(税務申告は、期限までに行うことを要します。)

広帯域加入者網普及促進税制の適用を受けるには、上記のとおり、総務大臣による実施計画の認定や証明が必要となりますので、対象設備を取得等し、本税制の適用を受けようとする場合には、事前に総務省にお問い合わせください。

問い合わせ先：総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課（電話 03-5253-5866）

3 電気通信システム信頼性高度化促進税制

(1) 制度の概要

① 目的

自然災害等の非常時における電気通信サービスの安定的な提供を図る観点から、電気通信システムの信頼性向上に資する施設の整備を促進し、ICT社会の健全な発展を推進することを目的として、次の税制支援策を講じています。

② 対象者

- ア 電気通信事業者
- イ CATV事業者（非常用電源装置に限ります）

③ 対象設備

電気通信基盤充実臨時措置法第4条第1項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた信頼性向上施設整備事業の実施計画に従って取得等する以下の設備

表 電気通信システム信頼性高度化促進税制の対象設備一覧

対象設備名	設備の概要
高信頼伝送装置	電気通信事業の用に供されている伝送路に障害等が発生した場合に、他の伝送路へ伝送情報の分散、切替を自動で行うもの。
非常用電源装置	通常受けている電力の供給が停止した場合において、電気通信設備に電力を供給するもの。
携帯電話用車載基地局	専ら災害等により携帯電話基地局又はその伝送路に障害が発生した場合に用いるもの。
経路最適化装置	電気通信事業の用に供されている伝送路の通信経路を自動的に最適化することで優先接続等を行うもの。

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

地方税 「固定資産税」については、以下のとおりです。

高信頼伝送装置、非常用電源装置、携帯電話用車載基地局、経路最適化装置については、取得後5年度分、課税標準を5/6とすることが認められます。

イ 適用期限

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

(2) 手続き

① 実施計画の認定の手続き

電気通信システム信頼性高度化促進税制の適用を受けるためには、電気通信基盤充実臨時措置法第4条第1項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた信頼性向上施設整備事業の実施計画に従って対象設備を取得等することが必要です。

なお、信頼性向上施設整備事業の実施計画の認定の手続きは次のとおりです。

ア 申請

次の書類を作成し、総務省（電気通信事業者は総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課、CATV事業者は情報流通行政局地域放送課）に提出します。

- i 施設整備事業実施計画認定申請書
- ii 実施計画書
- iii 参考資料

イ 認定

総務大臣は、提出された実施計画が「電気通信基盤充実事業を推進するための基本的な指針」に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認められるときは実施計画の認定を行います。

② 税務申告の際の手続き

税務申告の際には、当該設備が上記の認定を受けた実施計画に従って取得等したものであることについて総務大臣の発行した証明書の提出が必要です。

なお、実施計画は複数年度分（最大 3 年度分）が認定されますが、総務大臣の証明は税務申告の都度必要です。

【固定資産税の軽減の手続き】

i 「地方税法附則第 15 条第 20 項の適用に係る証明申請書」を作成し、総務省（電気通信事業者は総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課、CATV事業者は情報流通行政局地域放送課）に提出して証明を受けます。

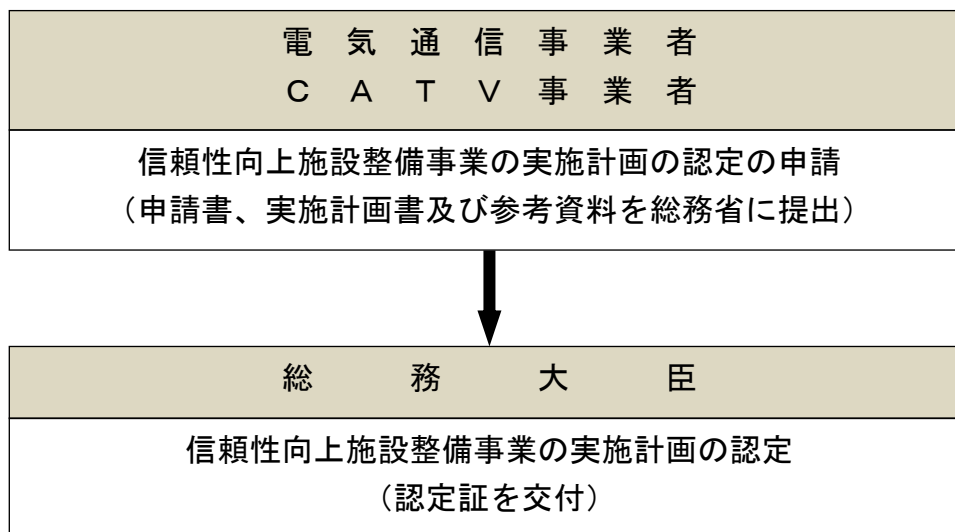
※ 原則として、1 月中に申請書を提出して下さい。

ii 総務大臣の証明を受けた同申請書（証明書）を市町村に提出します。

図 電気通信システム信頼性高度化促進税制の適用を受けるための手続き

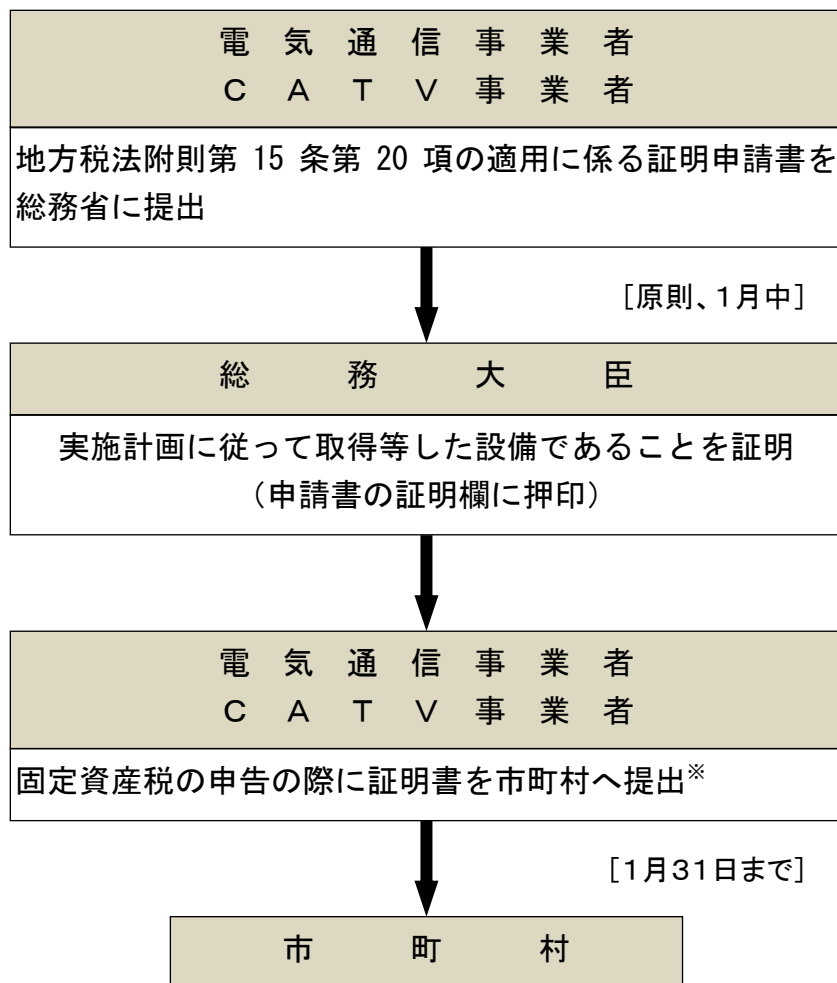
① 信頼性向上施設整備事業の実施計画の認定の手続き

※ 複数年度にわたった計画で認定を受けることができます。



② 税務申告の際の手続き

※ 申告の都度、総務大臣の発行した証明書の提出が必要です。



※ 固定資産税の申告期限までに証明書を提出できない場合は、事前に市町村と相談の上、後日、証明書を提出することとなります(税務申告は、期限までに行うことを要します。)

電気通信システム信頼性高度化促進税制の適用を受けるには、上記のとおり、総務大臣による実施計画の認定や証明が必要となりますので、対象設備を取得等し、本税制の適用を受けようとする場合には、事前に総務省にお問い合わせください。

問い合わせ先：総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課
(電話 03-5253-5862)
情報流通行政局地域放送課 (電話 03-5253-5808)

4 高度有線テレビジョン放送施設整備促進税制

※ 地方税の特例は、次世代ブロードバンド基盤整備促進税制により措置されます。

(1) 制度の概要

① 目的

CATVは、通信・放送サービスを統合的に提供する地域密着型の情報通信基盤であり、双方向機能を生かして国民の多種多様なニーズにこたえる高度情報通信ネットワーク社会の中核的メディアとして、その早期整備を図っていくことが必要です。併せて、全放送メディアのデジタル化が進展する中で、今後CATV施設をデジタル化していく必要があります。

しかしながら、CATV事業者にとり施設のデジタル化を推進するためには多額の設備投資が必要なことから、税制支援をはじめとした政策支援が不可欠です。

そこで、CATVの高度化に対する設備投資を促し、その整備を一層推進することを目的として、次の税制支援を講じています。

② 対象者

CATV事業者

③ 対象設備

電気通信基盤充実臨時措置法第4条第1項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施計画に従って取得等する以下の設備

表 高度有線テレビジョン放送施設整備促進税制の対象設備一覧

対象設備名	設備の概要
加入者系光ファイバケーブル (光幹線路)	有線テレビジョン放送の業務の用に供される光ファイバ製の通信ケーブルのうち、有線テレビジョン放送事業者の事業所と分岐点との間を接続するもの。(条件不利地域 [*] に限る)

※：対象設備が設置される地域を以下の地域に限定

- 一 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定により過疎地域とみなされる区域（過疎地域に係る市町村の廃棄分合又は境界変更に伴い同条第一項の規定に基づいて新たに同法の規定が適用されることとなった区域を除く）
- 二 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 三 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- 四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島
- 五 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 六 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国	税
---	---

 「所得税」又は「法人税」について、取得価額の5%の特別償却が認められています。

イ 適用期限

国	税
---	---

 平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

(2) 手続き

① 実施計画の認定の手続き

高度有線テレビジョン放送施設整備促進税制の適用を受けるためには、電気通信基盤充実臨時措置法第4条第1項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施計画に従って対象設備を取得等することが必要です。

なお、高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施計画の認定手続は次のとおりです。

ア 申請

次の書類を作成し、総務省（総合通信局経由で情報流通行政局地域放送課）に提出します。

- i 施設整備事業実施計画認定申請書
- ii 実施計画書

iii 参考資料

イ 認定

総務大臣は、提出された実施計画が「電気通信基盤充実事業を推進するための基本的な指針」に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認められるときは実施計画の認定を行います。

② 税務申告の際の手続き

税務申告の際には、当該設備が上記の認定を受けた実施計画に従って取得等したものであることについて総務大臣の発行した証明書の提出が必要です。

なお、実施計画は複数年度分が認定されていますが、総務大臣の証明書は税務申告の都度必要です。

【法人税軽減の手続き】

i 「租税特別措置法第 44 条の 4 第 1 項表の第 1 号適用証明申請書」を作成し、総務省（総合通信局経由で情報流通行政局地域放送課）に提出して証明を受けます。（連結納税の対象法人も同様の手続きが必要です）

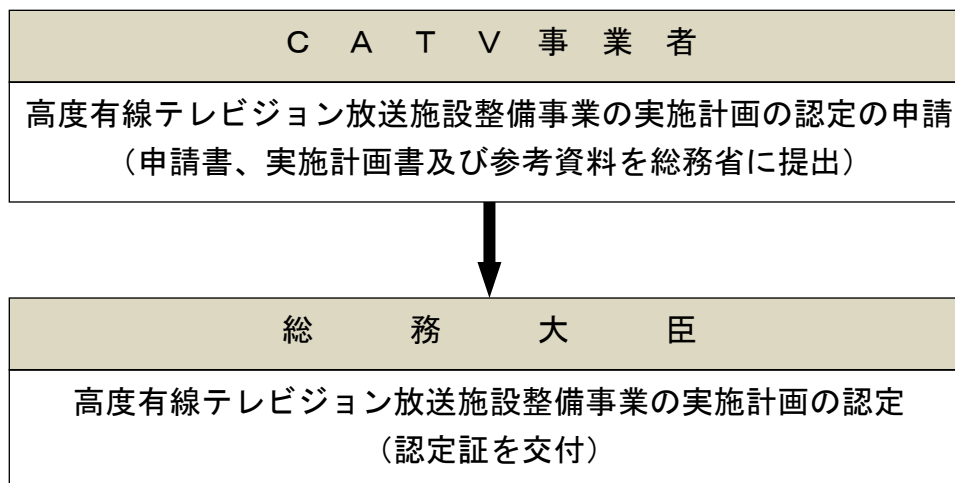
※ 原則として、決算月の翌月中に申請書を提出して下さい。

ii 総務大臣の証明を受けた同申請書（証明書）を税務署に提出します。

図 高度有線テレビジョン放送施設整備促進税制の適用を受けるための手続き

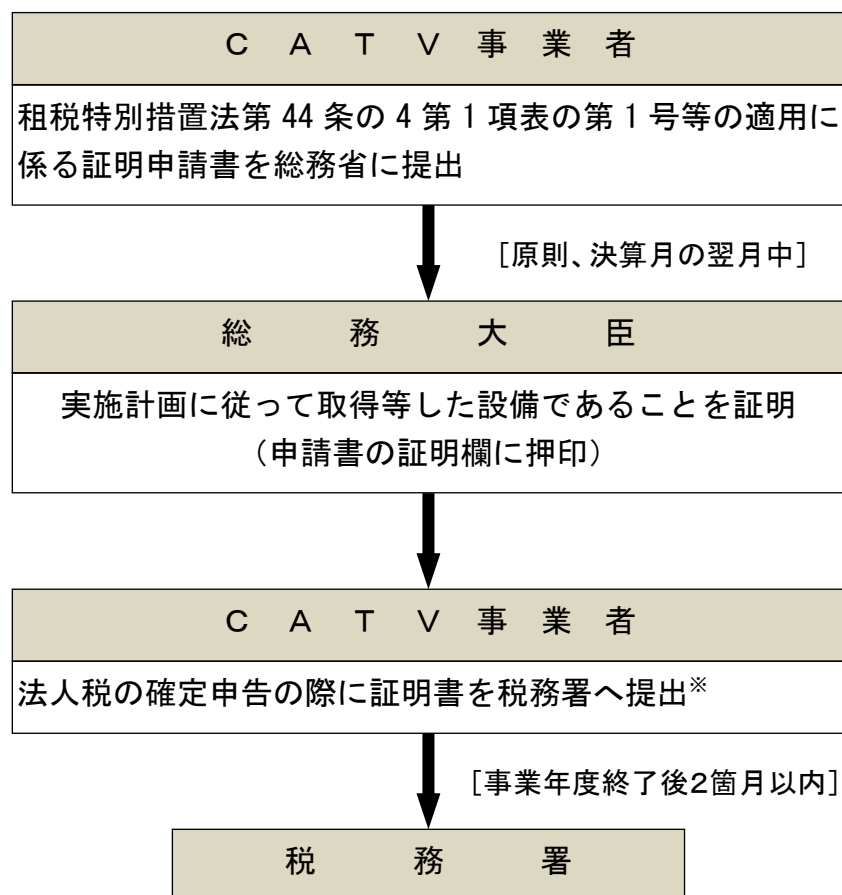
① 高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施計画の認定の手続き

※ 複数年度にわたった計画で認定を受けることができます。



② 税務申告の際の手続き

※ 申告の都度、総務大臣の発行した証明書の提出が必要です。



※ 法人税の申告期限までに証明書を提出できない場合は、事前に税務署と相談の上、後日、証明書を提出することとなります(税務申告は、期限までに行うことを要します。)

高度有線テレビジョン放送施設整備促進税制の適用を受けるには、上記のとおり、総務大臣による実施計画の認定や証明が必要となりますので、対象設備を取得等し、本税制の適用を受けようとする場合には、事前に総務省にお問い合わせください。

問い合わせ先：情報流通行政局地域放送課（電話 03-5253-5808）

5 地上放送施設デジタル化促進税制

(1) 制度の概要

① 目的

地上デジタル放送は、国民に高品質な映像・音声サービスやチャンネルの多様化等のメリットを還元するとともに地域の振興や幅広い波及効果をもたらすものです。

しかしながら、地上放送のデジタル化のためには、多額の設備投資が必要となる等、事業者の負担は大きくなります。

そこで地上デジタル放送の早期の普及を促進するため、次の税制支援を講じています。

② 対象者

ア 国税

i 地上テレビジョン放送事業者（関東又は近畿広域圏を放送対象地域とする者を除く）

ii 放送番組制作事業者

イ 地方税

地上テレビジョン放送事業者

③ 対象設備

ア 地上テレビジョン放送事業者

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成 11 年法律第 63 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた高度テレビジョン放送施設整備事業の実施計画に従って取得等する次ページの表 a の設備

イ 放送番組制作事業者

地域の振興に資する放送番組を制作する事業を的確に行う能力がある者として総務大臣が認定した個人又は法人が取得等する次ページの表 b の設備

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税 「所得税（放送番組制作事業者に限る）」、「法人税」について、以下の償却率の特別償却が認められます。

- ・平成 19 年度に取得したもの … 15%
- ・平成 20 年度に取得したもの … 13%
- ・平成 21 年度に取得したもの … 10%

地 方 税 「不動産取得税」について、家屋に係る課税標準を 3/4 とすることが認められます。

「固定資産税」について、取得後 5 年度分、課税標準を 3/4（空中線電力が 0.3w 以下の中継局の整備については 1/2）とすることが認められます。

イ 適用期限

国 税 平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

地 方 税 平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

表 a 高度テレビジョン放送施設（地上テレビジョン放送事業者）の対象設備一覧

設備・装置名	国 税 (10%)	地方税(3/4)		概 要
		固定 資産税	不動産 取得税	
デジタル 番組制作 設備	デジタル撮像装置	○	△※1	映像をデジタル信号に変換して当該映像の輪郭、輝度及び色調を自動的に調整するもの
	デジタル素材伝送装置	○	○	放送番組素材の伝送又は切替えを行うもの
	デジタル副調整設備	○	○	複数のデジタル信号（音声信号、文字信号又はデジタル画像信号）の切替え又は調整を行うもの
	デジタル記録・再生装置	○	△※1	デジタル信号の記録又は再生を行うもの
	デジタル編集装置	○	○	デジタル信号の加工、合成又は発生を行うもの
デジタル 送出・伝 送装置	デジタル送出装置	○	○	放送番組に係るデジタル信号の伝送を自動的に行うもの
	符号化圧縮装置	○	○	デジタル信号の冗長部分を削除することにより伝送効率を高めるもの
	多重化装置	○	○	複数のデジタル信号を重ね合わせて同一の搬送波で送出するもの
	デジタル変調装置	○	○	デジタル信号を変調するもの
デジタル 送受信装 置※3	デジタル送信装置	○	◎※2	搬送波を発生させることによりデジタル信号を給電線に送出するもの
	給電線	○	◎※2	送信装置の出力端子と送信用アンテナ又は受信装置の入力端子と受信用アンテナを接続するもの
	デジタル受信装置	○	◎※2	受信用アンテナが受信した電波の中から特定の電波を選択し、増幅するもの
	空中線	○	◎※2	アンテナ
	鉄塔	○	◎※2	アンテナの支持物

※1 △の設備については、関東又は近畿広域圏を放送対象地域とする地上テレビジョン放送事業者を除きます。

※2 ◎の設備については、空中線電力が 0.3w 以下の中継局の整備の場合に限り、取得後 5 年度分の課税標準が 1/2 となります。

※3 不動産取得税については、デジタル送受信装置（親局・中継局）に係る家屋（局舎）に限り（土地は除く。）。

表 b 高度テレビジョン放送施設（放送番組制作事業者）の対象設備一覧

設備・装置名	国 税 (10%)	地方税	概 要
デジタル 番組制作 設備	デジタル撮像装置	○	映像をデジタル信号に変換して当該映像の輪郭、輝度及び色調を自動的に調整するもの
	デジタル素材伝送装置	○	放送番組素材の伝送又は切替えを行うもの
	デジタル副調整設備	○	複数のデジタル信号（音声信号、文字信号又はデジタル画像信号）の切替え又は調整を行うもの
	デジタル記録・再生装置	○	デジタル信号の記録及び再生を行うもの

(2) 手続き

[地上テレビジョン放送事業者の場合]

① 実施計画の認定の手続き

地上放送施設デジタル化促進税制の適用を受けるためには、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第 4 条第 1 項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた高度テレビジョン放送施設整備事業の実施計画に従って対象設備を取得等することが必要です。

ア 申 請

次の書類を作成し、総務省（総合通信局経由で情報流通行政局地上放送課）に提出します。

- i 高度テレビジョン放送施設整備事業実施計画認定申請書
- ii 実施計画書
- iii 参考資料

イ 認定

総務大臣は、提出された実施計画が「高度テレビジョン放送施設整備事業を実施するための基本的な指針」（平成 12 年 1 月郵政省告示）に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは実施計画の認定を行います。

② 税務申告の際の手続き

税務申告の際には、当該設備が上記の認定を受けた実施計画に従って取得等したものであることについて総務大臣の発行した証明書の提出が必要です。

【法人税・不動産取得税・固定資産税軽減の手続き】

ア 法人税軽減の手続き

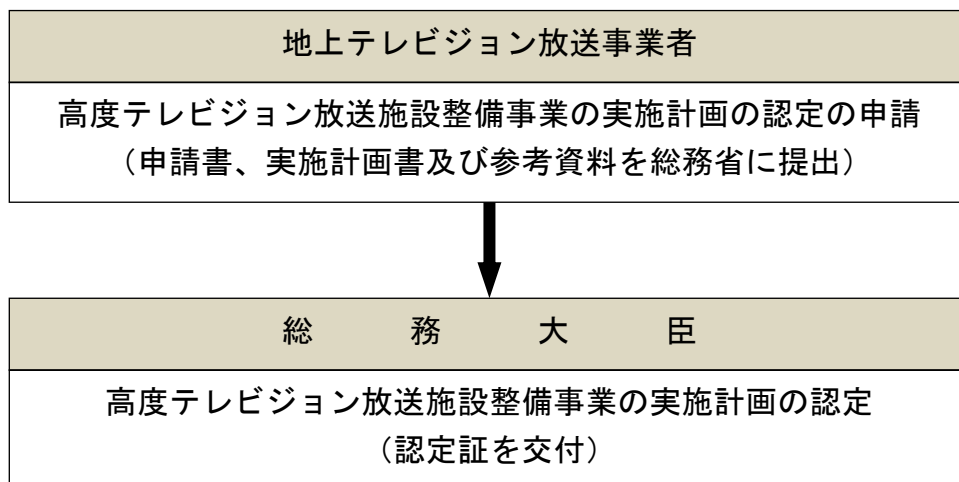
- i 「租税特別措置法第 44 条の 4 第 1 項表の第 3 号の適用に係る証明申請書」を作成し、総務省（総合通信局経由で情報流通行政局地上放送課）に提出して証明を受けます。（連結納税の対象法人も同様の手続きが必要です）
- ii 総務大臣の証明を受けた同申請書（証明書）を税務署に提出します。

イ 不動産取得税・固定資産税軽減の手続き

- i 「地方税法附則第 11 条第 23 項の適用に係る証明申請書」、「地方税法附則第 15 条第 18 項の適用に係る証明申請書」を作成し、総務省（総合通信局経由で情報流通行政局地上放送課）に提出して証明を受けます。
- ii 総務大臣の証明を受けた同申請書（証明書）を市町村に提出します。

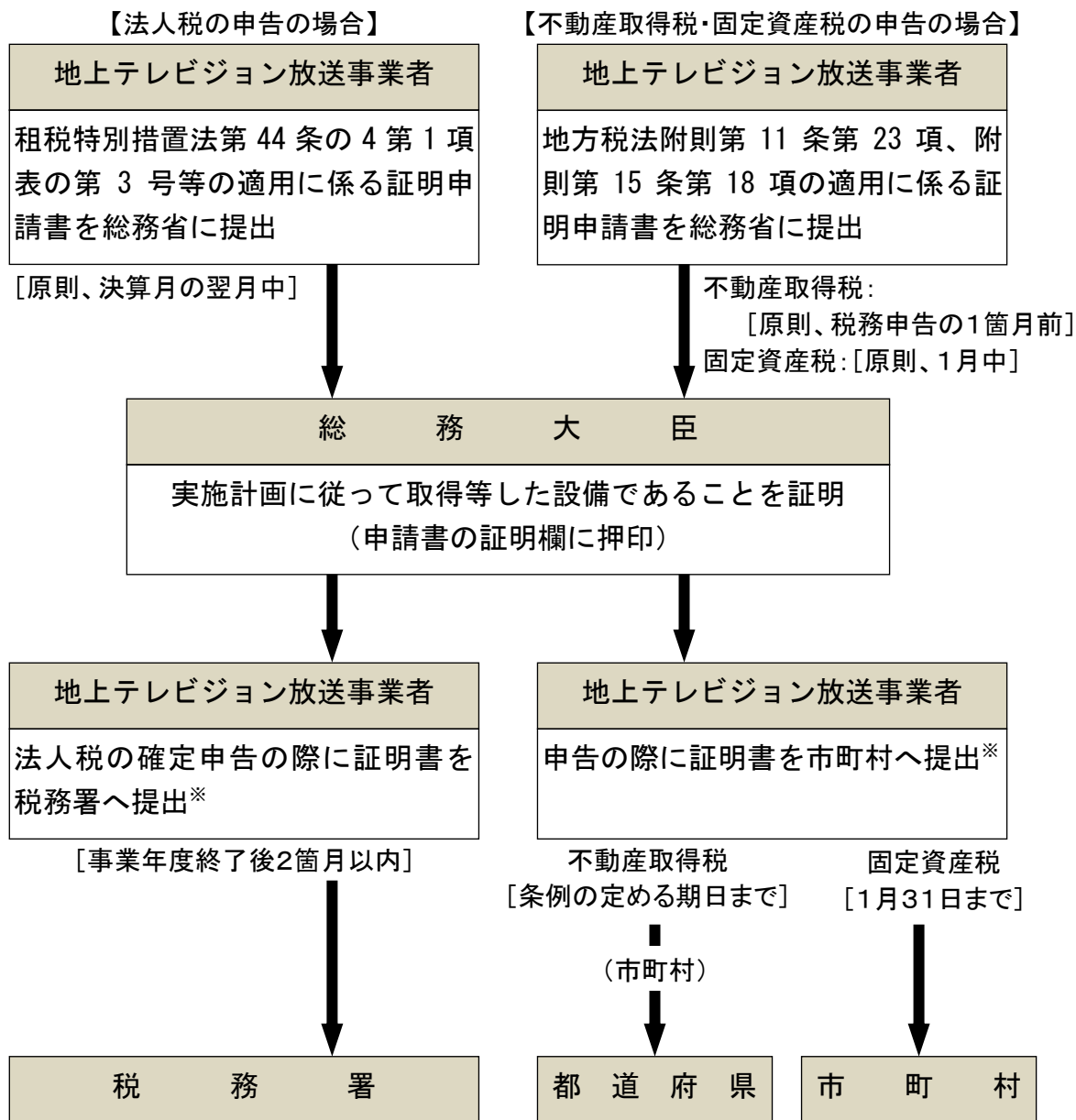
図 地上放送施設デジタル化促進税制の適用を受けるための手続き

① 高度テレビジョン放送施設整備事業の実施計画の認定の手続き



② 税務申告の際の手続き

※ 申告の都度、総務大臣の発行した証明書の提出が必要です。



※ 法人税・不動産取得税・固定資産税の申告期限までに証明書を提出できない場合は、事前に税務署・都道府県・市町村と相談の上、後日、証明書を提出することとなります(税務申告は、期限までに行うことを要します。)

地上放送施設デジタル化促進税制の適用を受けるには、上記のとおり、総務大臣による実施計画の認定や証明が必要となりますので、対象設備を取得等し、本税制の適用を受けようとする場合には、事前に総務省にお問い合わせください。

問い合わせ先：情報流通行政局地上放送課 (電話 03-5253-5791)

[放送番組制作事業者の場合]

○ 税務申告の際の手続き

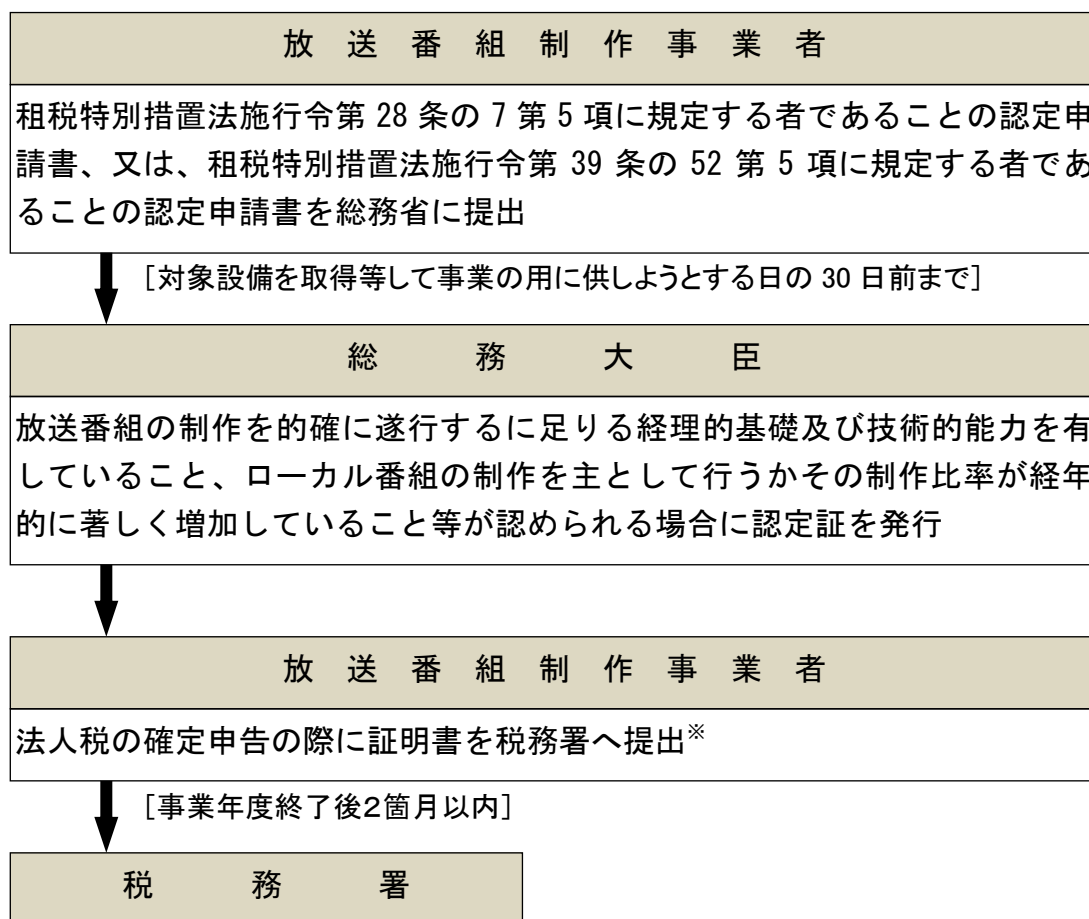
税務申告の際には、当該設備が上記の認定を受けた実施計画に従って取得等したものであることについて総務大臣の発行した証明書の提出が必要です。

また、申告の都度、総務大臣の発行した証明書の提出が必要です。

【法人税軽減の手続き（所得税軽減の場合も同様）】

- i 「租税特別措置法施行令第 28 条の 7 第 5 項に規定する者であることの認定申請書」又は「租税特別措置法施行令第 39 条の 52 第 5 項に規定する者であることの認定申請書」等（平成 11 年郵政省告示第 821 号第 1 条）を作成し、総務省（情報流通行政局情報通信作品振興課）に提出して総務大臣の認定を受け、認定証の交付を受けます。
- ii 法人税の確定申告の際に同認定証を税務署に提出します。

図 放送番組制作事業者が地上放送施設デジタル化促進税制の適用を受けるための手続き



※ 法人税の申告期限までに証明書を提出できない場合は、事前に税務署と相談の上、後日、証明書を提出することとなります（税務申告は、期限までに行うことを要します。）。

放送番組制作事業者が、地上放送施設デジタル化促進税制の適用を受けるには、上記のとおり、総務大臣による認定が必要となります。本税制に関し、ご不明な点がある場合には、総務省にお問い合わせください。

問い合わせ先：情報流通行政局情報通信作品振興課 [コンテンツ振興課]

(電話 03-5253-5739)

V 新規事業の支援

1 エンジェル税制

① 目的

スタートアップ段階にある新規事業に対するリスクマネーの供給不足を解消し、新規事業の育成・発展を促進することを目的として、次の税制支援措置を講じています。

② 対象者

以下の要件を満たした個人投資家

- ・投資契約を締結していること。
- ・金銭の払込により、対象となる企業の株式を取得していること。
(他人から譲り受けた株式、現物出資等により取得した株式は対象にはなりません)
- ・投資先のベンチャー企業が同族会社(その会社の上位3位までの株主グループ(個人及び親族等)が、当該企業の株式等を50%以上保有している会社)である場合には、持株割合が大きいものから第3位までの株主グループの持株割合を順に加算し、その割合がはじめて50%以上になる時における株主グループに属していないこと。

③ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税	「所得税」
地方 税	「個人住民税」((ア)を除く)

(ア) 特定中小会社*が発行する株式を払込みにより取得した場合に、一定の要件の下で、

- ① 「投資額－5千円」をその年の総所得金額等から控除
(※ 控除対象となる投資額の上限は、総所得金額の40%と1,000万円のいずれか低い方)
- ② 投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除
(※ 控除対象となる投資額の上限なし)

※ 対象企業要件

中小企業新事業活動促進法に規定する「新規中小企業」であって、

- i 設立から10年未満の中小企業(未登録・未上場の株式会社)
- ii 以下のA、B要件のいずれかを満たすこと

○ (ア)の①の場合：設立3年未満

設立経過年数	A 要件	B 要件
0～1年	研究者が2人以上かつ全従業員の10%以上	開発者**1が2人以上かつ全従業員の10%以上
1～2年	試験研究費等**2が売上高の3%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字	開発者が2人以上かつ全従業員の10%以上で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字
2～3年		売上高成長率**3が25%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字

※1：「開発者」とは、技術開発者、商品企画者、マーケティング担当者等の常勤の開発者等(新たな事業に従事する者)。

※2：研究開発費や市場開拓のための宣伝費・マーケティング調査費など新たな事業を実施するために特に必要な費用(どのような費用が対象となるかはこちらもしくは最寄りの経済産業局等にお問い合わせ下さい)。

※3：「売上高成長率」とは前々期の売上高に対する前期の売上高の伸び率又は第1期から前期までの売上高の平均伸び率。

○ (ア) の②の場合：設立 10 年未満

設立経過年数	A 要件	B 要件
0～1年	研究者が 2 人以上かつ全従業員の 10%以上	開発者が 2 人以上かつ全従業員の 10%以上
1～2年	試験研究費等が売上高の 3%超	同上
2～5年	同上	売上高成長率が 25%超
5～10年未満	試験研究費等が売上高の 5%超	

iii 外部からの投資を 1/6 以上取り入れていること

- ・ 発行済株式の総数の 30%以上の株式を保有している株主グループ（株主とその親族等のことをいう）の保有している株式の合計数が、発行済株式の総数の 5/6 を超えないこと。但し、発行済株式の総数の 1/2 以上保有している株主グループがいる場合、その株主グループの保有している株式の数が、発行済株式の総数の 5/6 を越えないこと。

iv 大規模法人（資本金 1 億円以上等）及び当該大規模法人と特殊の関係（子会社等）にある法人（以下「大規模法人グループ」という）の所有に属さないこと

- ・ 発行済株式の総数の 1/2 以上を、一つの大規模法人グループに保有されていないこと。
- ・ 発行済株式の総数の 2/3 以上を、複数の大規模法人グループに保有されていないこと。

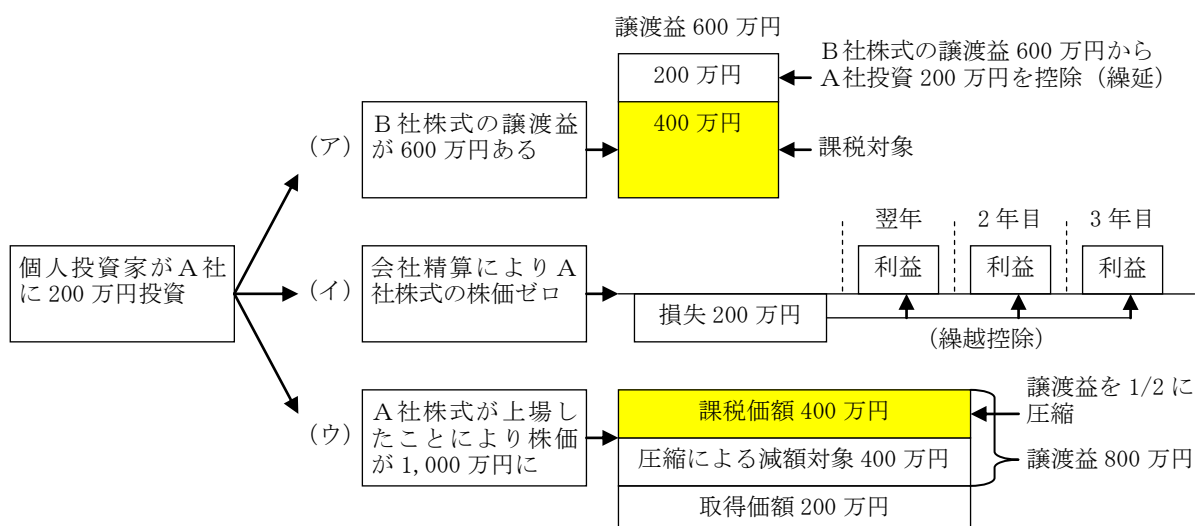
v 未登録・未上場の株式会社で、風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと

(イ) 未上場ベンチャー企業株式を売却し、損失が生じた場合、その年の他の株式譲渡益から控除しきれなかった損失は、翌年以降 3 年間、税額控除。

イ 適用期限

期限の定めはありません。

<参考>イメージ図



※ (ア) のケースにおいて、将来、A 社株式の譲渡益が発生した場合には、(ウ) の譲渡益圧縮の特例を使用することも可能です。ただし、その場合、A 社株式の取得価額はゼロとして計算します。

2 スtockオプション税制

① 目的

人材の能力・業績に見合った報酬の提供が可能となり、有能な人材の確保が図られることとなるストックオプション制度を税制面から支援することにより、通信・放送分野の新規事業活動を活発化すること等を目的としています。

② 対象者

ストックオプションの無償発行を受けた株式会社又は当該発行会社の出資比率 50%超子会社（直接・間接含む）の取締役・従業員・執行役（ただし、発行会社の大口株主（上場・店頭登録会社は発行済株式総数の 1/10 以上、未上場会社は 1/3 以上）及びその親族等は除かれます）

③ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税	「所得税」
地 方 税	「個人住民税」

- i スtockオプション無償発行を受けた者が、新株予約権を行使した場合には、その権利行使により生じた経済的利益について非課税（年間権利行使総額 1,200 万円以下）が認められます（ただし、権利行使価額がストックオプション発行時点の株式の時価以上であることが条件です）。
- ii 上記 i の特例の適用を受けて取得した株式を譲渡した場合には、売却価額と権利行使価額の差額について、申告分離課税（一定の上場株式等：所得税 7%、住民税 3%、それ以外の株式：所得税 15%、住民税 5%）が適用となります。

イ 適用期限

期限の定めはありません。

④ スtockオプション会計適用に伴う取扱いの明確化

ストックオプション会計の適用開始に伴い、税務上の取扱いを明確化しています。

ア 付与法人（法人税）

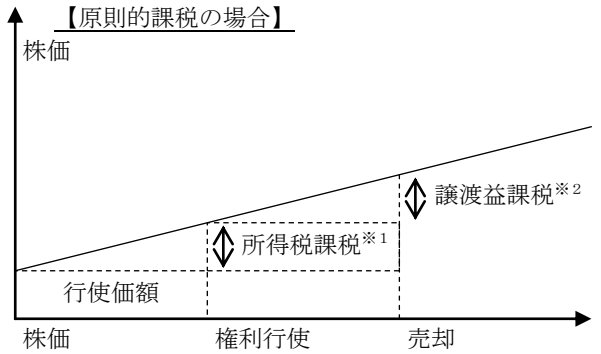
権利行使時にストックオプション費用を損金算入（税制適格ストックオプションを除く）

イ 取得した役員・従業員等（所得税）

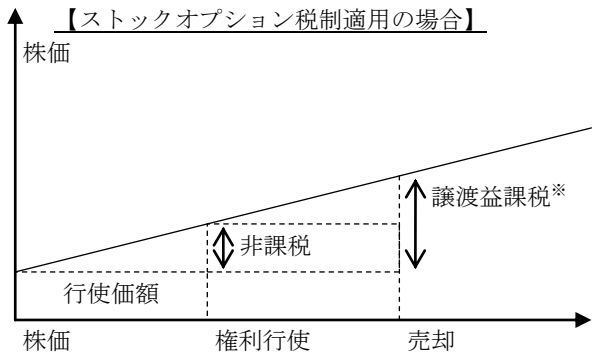
付与法人における処理にかかわらず、課税関係は従来通り（原則として権利行使時に課税、税制適格の場合は売却時に課税）

<参考>イメージ図

ストックオプション税制の概要

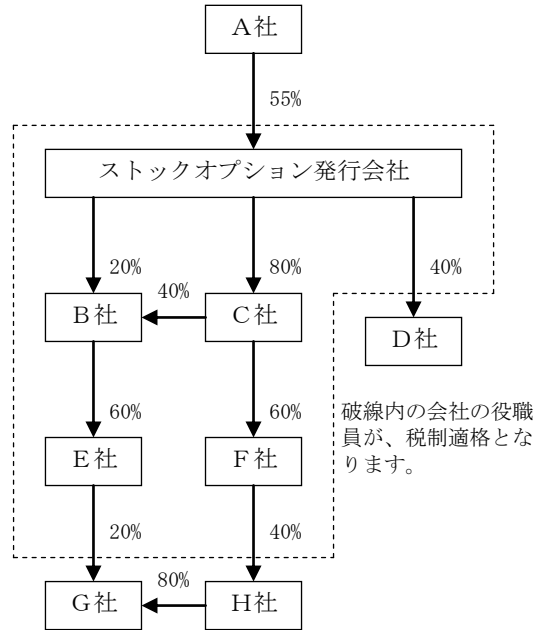


- ※1 評価益（行使時時価－行使価額）に対して課税
- ※2 譲渡益（株式売却価格－行使時価格）に対して譲渡益課税



- ※ 譲渡益（株式売却価額－行使価額）に対して譲渡益課税

ストックオプションの税制適格範囲（例）



- ※1 表内の%は、議決権保有割合。
- ※2 B社への議決権保有割合は、発行会社が持つ20%+子会社C社の持つ40%=60%として適格対象となります。

VI 研究開発の促進

1 試験研究費の総額に係る税額控除制度

① 目的

我が国の研究開発における民間への依存度は高く、この傾向は情報通信分野においても顕著なものになっています。そこで、多額の資金の投入を必要とするリスクの高い先端的な情報通信技術の研究開発について、民間部門の研究開発を促進することを目的として、次の税制支援措置を講じています。

② 対象者

法人又は個人（事業を行う者に限る）

③ 対象となる試験研究費

ア 製品の製造、技術の改良・考案・発明に関する試験研究を行うために要する原材料費、人件費（専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る）及び経費

表 ③のアの試験研究費の主な内訳

費用	内容
原材料費	研究のために要した主要原材料のほか、補助材料費、部品費、包装材料費、消耗器材費(耐用年数1年以内又は購入価格20万円未満の工具、器具、備品を含む。)等
人件費	研究関係の全従業員に対して支払った給与(基本給、諸手当のほか、臨時に支払われた給与を含む。)、退職金、賞与等
経費	
・減価償却費	研究するために使用する全ての有形固定資産(建物、機械装置等)に対する当該期間中の減価償却費
・固定資産維持費	研究するために使用する土地、建物、機械装置等の維持、管理、修理、保守等に要する費用、保険料、これらを賃借して使用する場合におけるその賃借料等
・外注費	自ら実施している研究に関して設計、製作、試験等の一部を他に委託して行うために要する費用
・光熱水費	電気、ガス、水道料金等
・事務用品、図書購入費	文房具等の事務用品、印刷費、図書、新聞、官報、その他刊行物の購入に要する費用
・旅費、通信費	内外の出張費、郵便、電信電話料金等
・租税	固定資産税等の租税
・謝礼	講師、顧問等に支払う謝礼金
・交際費	試験研究活動に関し、研究部門、研究所で使用したもの

イ 他の者に委託して試験研究を行う法人の当該試験研究のために当該委託を受けた者に対して支払う費用等

※ 試験研究を行うために他の者から試験研究費の支払いを受けている場合（国等から補助金、委託研究費等の交付を受けた場合を含む）は、その額は対象から除外されます。

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国	税
---	---

 「所得税」「法人税」

以下の(ア)、(イ)によって計算された金額を控除することができます。

(ア) 試験研究費の額に10%（試験研究費割合が10%未満である場合には、試験研究費割合に0.2を乗じて計算した割合に8%を加算した割合）の税額控除割合を乗じた金額を、その事業年度の法人税額の30%相当額（平成21・22年度の特例）を限度として、法人税額から控除することができます。

- (イ) (ア)とは別に、以下のいずれかを選択適用（法人税額の10%を限度。）。
- ① 試験研究費の額が比較試験研究費の額（前3事業年度の試験研究費の額の平均額）を超え、かつ、基準試験研究費の額（前2事業年度の試験研究費の額うち最も多い額）を超える場合には、試験研究費の額で比較試験研究費の額を超えた部分の金額の5%相当額を税額控除。
 - ② 試験研究費の額が平均売上金額（前3事業年度の売上金額の平均額）の10%相当額を超える場合には、その超える部分の金額に超過税額控除割合（試験研究費割合から10%を控除した割合に0.2を乗じて計算した割合）を乗じて計算した金額を税額控除。

イ 適用期限

- (ア)：上記ア（ア）について、適用期限の定めはありません。ただし、限度額については、平成21・22年度の特例措置です。
- (イ)：上記ア（イ）について、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する事業年度（上記ア（イ）①の制度は、設立事業年度を除く）に限ります。

2 特別試験研究費の額に係る税額控除制度

① 目的

産学官連携の共同・委託研究を促進することにより、今後の我が国のリーディング産業である情報通信産業における民間研究開発投資を促進し、民間における情報通信技術の研究開発の一層の進展を図り、新規事業並びに雇用の創出、知的資産の創出、情報通信サービスの高度化・多様化の実現、情報通信技術の普及による生産性・利便性の向上による我が国全体の産業・社会構造改革に資することを目的としています。

② 対象者

法人又は個人（事業を行う者に限る）

③ 対象となる試験研究費

「1 試験研究費の総額に係る税額控除制度」に示した試験研究費のうち、国の試験研究機関・大学と共同で行う試験研究等に関する試験研究費

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税 「所得税」「法人税」

大学、公的試験研究機関等との共同試験研究及びこれに対する委託試験研究の試験研究を行った場合に当該民間企業が負担した試験研究費の12%の税額控除が法人税又は所得税について認められます。

ただし、税額控除は、次の金額を限度とします。（平成21・22年度の特例）

- i 個人の場合：適用年の事業所得に係る所得税の額の30 / 100相当額
- ii 法人の場合：適用年度の所得に対する法人税の額の30 / 100相当額

イ 適用期限

適用期限の定めはありません。

3 中小企業技術基盤強化税制

① 目的

ベンチャー企業等中小企業者における技術開発は、既存の枠にとらわれない独創性・新規性に富むものが期待されます。中小企業者の行う情報通信技術の研究開発を促進させる

ことを目的として、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」よりも税額控除率が高い、試験研究費そのものの額に着目した次の税制支援措置を講じています。

② 対象者

次のア～ウに該当する中小企業者等

ア 個人

常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人

イ 法人

i 資本金、出資金の額が 1 億円以下の法人のうち、次の a 又は b 以外の法人

a 発行済株式、出資の総数、総額の 1/2 以上が同一の大規模法人（資本金、出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本、出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く）の所有に属している法人

b a のほか、その発行済株式、出資の総数、総額の 2/3 以上が大規模法人の所有に属している法人

ii 資本、出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人

ウ その他特定の組合、連合会

③ 対象となる試験研究費

「1 試験研究費の総額に係る税額控除制度」と同じです。

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税 「所得税」「法人税」

以下の(ア)、(イ)によって計算された金額を控除することができます。

(ア) 中小企業者等が所得の金額の計算上、損金の額に算入される試験研究費の額がある場合に、「所得税」又は「法人税」について、当該試験研究費の額の 12%の税額控除が認められます。

(イ) (ア)とは別に、以下のいずれかを選択適用（法人税額の 10%を限度。）。

① 試験研究費の額が比較試験研究費の額（前 3 事業年度の試験研究費の額の平均額）を超え、かつ、基準試験研究費の額（前 2 事業年度の試験研究費の額うち最も多い額）を超える場合には、試験研究費の額で比較試験研究費の額を超えた部分の金額の 5%相当額を税額控除。

② 試験研究費の額が平均売上金額（前 3 事業年度の売上金額の平均額）の 10%相当額を超える場合には、その超える部分の金額に超過税額控除割合（試験研究費割合から 10%を控除した割合に 0.2 を乗じて計算した割合）を乗じて計算した金額を税額控除。

地方税 「法人住民税」

地方税においては、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることが認められます。

ただし、税額控除は、次の金額を限度とします。（平成 21・22 年度の特例）

i 個人の場合：適用年の事業所得に係る所得税の額の 30 / 100 相当額

ii 法人の場合：適用年度の所得に対する法人税の額の 30 / 100 相当額

イ 適用期限

(ア)：上記ア (ア) について、適用期限の定めはありません。

(イ)：上記ア (イ) について、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度（上記ア (イ) ①の制度は、設立事業年度を除く）に限ります。

中小企業者等は、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」及び「特別試験研究費の額に係る税額控

除制度」の適用に代えて、この「中小企業技術基盤強化税制」を適用することができます。

VII 地域情報化の促進

1 テレワーク環境整備税制

(1) 制度の概要

① 目的

テレワークを導入していない事業者に対して投資インセンティブを付与することで、企業におけるテレワーク環境整備を促し、テレワークの一層の普及促進を図ることにより、業務効率化による企業の競争力向上、少子高齢化対策、地域における雇用創出効果、通勤負担の軽減、環境負荷軽減効果等に資することを目的としています。

② 対象者

テレワーク関係設備の導入を行う法人又は個人（事業を行う者に限る）

③ 対象設備

設置場所	設備名	概要
会社（テレワークを行うための電気通信設備が設置された事務所又は事業所）	在宅勤務 シンククライアントサーバ	シンククライアント端末装置から送信された入力情報に基づき情報処理を行うとともに、表示画面情報、又は音声情報をシンククライアント端末装置に送信するサーバ
	VPN装置	通信データの暗号化又は復号化を行うことにより、インターネットプロトコルによるパケットを交換するネットワークに仮想閉域網を構築する装置
	ネットワーク監視装置	従業員の自宅に設置されたシンククライアント端末装置及びVPN装置又はテレワークを行うために会社に設置されたシンククライアントサーバ及びVPN装置から送信される通信記録を収集し、記憶装置に保存する機能を有するもの
	サテライトオフィス勤務 ルーター又はスイッチ	通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御又は選択する機能を有する専用の電気通信設備（これと同時に設置する集線装置を含む） ※IP-VPN又は広域イーサネット網でテレワークを行うための電気通信設備が設置された特定事業所等と接続されている場合に限る。
従業員の自宅	シンククライアント端末装置	シンククライアントサーバと通信を行うことによるのみ電子計算機として機能する端末装置（これと同時に設置する附属の入出力装置（入力用キーボード及び表示装置に限る）、通信制御装置、伝送用装置（無線用のものを含む）又は電源装置を含む）
	VPN装置	通信データの暗号化又は復号化を行うことにより、インターネットプロトコルによるパケットを交換するネットワークに仮想閉域網を構築する装置
特定事業所等（サテライトオフィス）	ルーター又はスイッチ	通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御又は選択する機能を有する専用の電気通信設備（これと同時に設置する集線装置を含む） ※IP-VPN又は広域イーサネット網でテレワークを行うための電気通信設備が設置された会社と接続されている場合に限る。

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

地方税 「固定資産税」について、取得後5年度分の課税標準を2/3とする特例が認められます。

イ 適用期限

平成21年4月1日から平成23年3月31日まで

(2) 手続き

① 証明手続き

総合通信局が発行する証明書が必要となります。証明書の発行に係る申請は、次の書類を作成の上、テレワークを行うための電気通信設備が設置された事務所又は事業所の所在地を管轄する総合通信局へ提出してください。

総合通信局へ提出する申請書類

※ 以下の様式はこちら http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/telework/index.htm

① 証明申請書

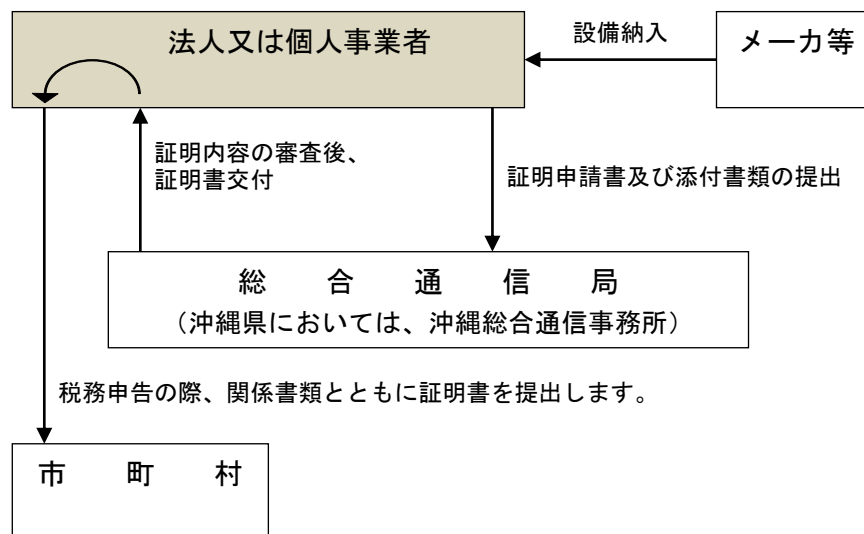
② 添付書類

- ・ サテライトオフィス、従業員の自宅でテレワークを行うことが認められていることを示す書類
- ・ サテライトオフィスで勤務することにより、通常勤務する事務所又は事業所へ通勤するよりも、通勤の負荷が軽減されることを示す書類
- ・ 対象設備としての機能を有していることを示す書類
- ・ ネットワーク構成図
- ・ 数量、取得年月日を示す書類 等
(ルーター・スイッチを取得した場合のみ)
- ・ IP-VPN、広域イーサネット網の利用契約書

② 税務申告の際の手続き

税務申告の際に、関係書類とともに証明書を市町村に提出します。

図 テレワーク環境整備税制の適用を受けるための手続き



本税制に関してご不明な点がある場合は、お近くの総合通信局又は総務省情報流通行政局情報流通高度化推進室あてにお問い合わせ下さい。

問い合わせ先：情報流通行政局情報流通高度化推進室（電話 03-5253-5751）

2 地域 I C T 利用高度化基盤強化税制

(1) 制度の概要

① 目的

地域の I C T 利用の高度化に資する ASP・SaaS^{※1} に対し税制支援措置を講ずることにより、地方公共団体における ASP・SaaS の利用促進、業務の効率化を図る。

② 対象者

総合行政ネットワーク（LGWAN^{※2}）に接続し、地方公共団体向けの ASP・SaaS サービスを提供することが認められた LGWAN-ASP 事業者

③ 対象設備

LGWAN-ASP サービスを提供するために必要となる LGWAN-ASP 専用設備（次表参照）

表 地域 I C T 利用高度化基盤強化税制の対象設備一覧

設備・装置名	概 要
LGWAN-ASP 接続設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ LGWAN の通信プロトコルに基づき電気通信信号を伝送する機能を有するもの ・ LGWAN と申請者の有する電気通信設備との間の通信の用に供されること
アプリケーションサーバ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワークを通じてソフトウェアを提供するために必要となる機能を有するもの ・ LGWAN と申請者の有する電気通信設備との間の通信の用に供されること及び LGWAN を通じてソフトウェアを提供するために設置されること
ファイアウォール装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不正アクセスを防御するために、あらかじめ設定された通信プロトコルに基づき電気通信信号を通過させる機能を有するもの ・ LGWAN と申請者の有する電気通信設備との間の通信の用に供されること及び LGWAN-ASP 接続設備とアプリケーションサーバとの間に設置されること
暗号化装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信データの暗号化を行う機能を有するもの ・ LGWAN と申請者の有する電気通信設備との間の通信の用に供されること及び LGWAN と LGWAN-ASP 接続設備との間に設置されること
運用管理端末装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信プロトコルに基づき電気通信信号を伝送し、その経路を選択する機能を有するもの ・ LGWAN と申請者の有する電気通信設備との間の通信の用に供されること及び LGWAN とアプリケーションサーバとの間に設置されること
スイッチ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子計算機としての機能を有する端末装置 ・ LGWAN と申請者の有する電気通信設備との間の通信の用に供されること及び上記に掲げる設備の運用を管理するために設置されること

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

地方税

「固定資産税」

取得後 3 年度分、課税標準を 2/3 とすることが認められます。

イ 適用期限

平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

※1 Application Service Provider・Software as a Service の略で、情報通信システムの有する機能を、ネットワークを通じて提供するサービスのこと。

※2 Local Government Wide Area Network の略で、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークのこと。

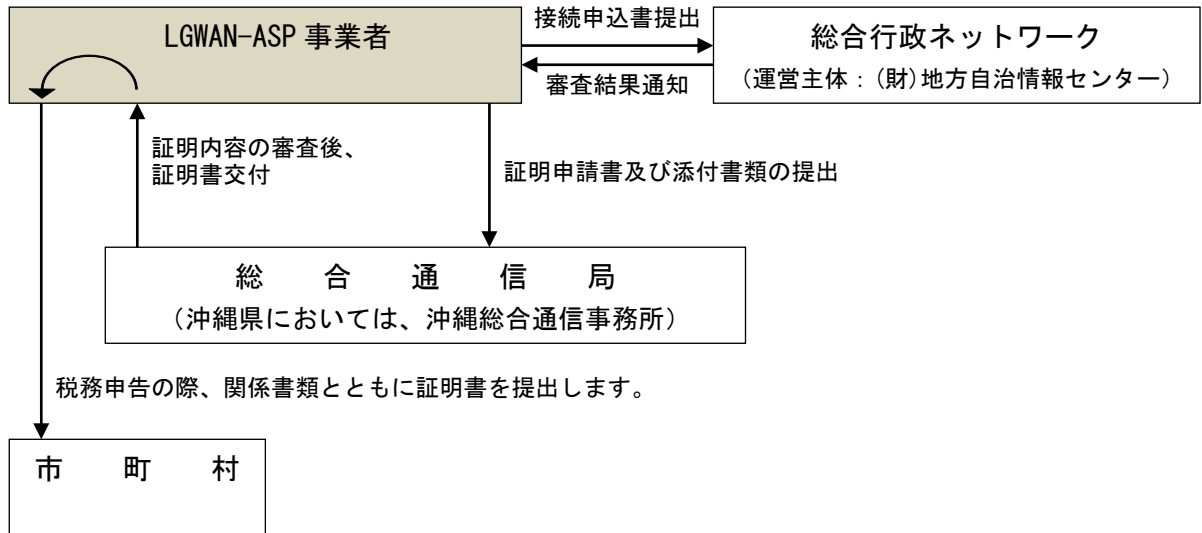
(2) 手続き

① 証明手続き

総合通信局が発行する証明書が必要となりますので、証明申請書及び必要な添付書類を本件税制の対象設備が設置された所在地を管轄する総合通信局へ提出してください。

② 税務申告の際の手続き

税務申告の際に、関係書類とともに証明書を市町村に提出します。



本税制に関してご不明な点がある場合は、お近くの総合通信局又は総務省情報流通行政局情報流通振興課あてにお問い合わせ下さい。

問い合わせ先：情報流通行政局情報流通振興課 (電話 03-5253-5748)

VIII 沖縄の振興

沖縄情報通信産業振興税制

(沖縄振興特別措置法による情報通信産業振興地域制度及び情報通信産業特別地区制度)

【情報通信産業振興地域制度】

① 目的

沖縄の振興に不可欠な沖縄のリーディング産業である情報通信産業の振興を図るため、情報通信産業振興地域における情報通信産業の立地を図ることを目的として、次の税制支援措置を講じます。

② 対象者

情報通信産業（電気通信業、放送業（有線放送業を含む）、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く）の製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）を営む事業者及び情報通信技術利用事業（情報通信産業以外の業種に属する事業者が行うコールセンター事業）を営む事業者であり、沖縄県内の情報通信産業振興地域に指定された 24 地域において情報通信産業、情報通信技術利用事業の用に供する設備を新增設する者。

(情報通信産業振興地域)

那覇市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、本部町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、豊見城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、宜野座村、うるま市、南城市、金武町、恩納村

③ 対象物及び税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税 「法人税」について、以下の資産を取得した場合に、その資産の取得価額に対して、それぞれの資産に応じた税率の税額を控除することができます。

対 象 資 産	税 率
・機械、装置 ・特定の器具、備品 (電子計算機、デジタル交換設備、デジタルボタン電話設備、ICカード利用設備)	15%
・建物、その附属設備、構築物	8%

※ 情報通信産業、情報通信技術利用事業の用に供する、1 件あたり 1,000 万円を超える設備を新設・増設した場合、その設備を構成する資産に上記の資産が含まれている場合に限り、

※ 適用年度の所得に対する法人税の額の 20/100 相当額を限度とします。

地 方 税 「事業所税」について、情報通信産業、情報通信技術利用事業の用に供する事業所を新設した場合の資産割は、課税標準が 1/2 となります (5 年間)。

※ この他、事業税、不動産取得税、固定資産税について地方公共団体が課税免除又は不均一課税を行った場合、地方交付税による減収補填の措置があります。

イ 適用期限

平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

【情報通信産業特別地区制度】

① 目的

沖縄県の情報通信産業振興地域のうち特別に情報通信産業を振興する地区を指定し、情報通信産業集積の牽引力となる特定情報通信事業（iDC、ISP、IX）を実施する企業の立地促進を目的として、次の税制支援措置を講じます。

② 対象者

情報通信産業に属する事業のうち、情報通信産業集積の牽引力となる特定情報通信事業を専ら地区内で営む者であり、地区内において新設された法人であること、常時使用する従業員が10人以上であること等の要件を満たすことについて沖縄振興特別措置法第30条第1項の認定を受けた法人。

（情報通信産業特別地区）

名護・宜野座地区（名護市、宜野座村）、那覇・浦添地区（那覇市、浦添市）

③ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国	税
---	---

 「法人税」について、35%の所得*控除が認められます。（認定を受けてから、設立の日の10年後まで）

※ 地区内において営む特定情報通信事業に係る法人所得に限ります。

イ 適用期限

平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

「情報通信産業特別地区制度」による所得控除と、「情報通信産業振興地域制度」による投資税額控除を選択適用することができます。

Ⅸ 情報化投資の促進等

1 中小企業投資促進税制

① 目的

低迷する経済情勢に対応するため、中小ベンチャー企業による積極的な設備投資を促進することを目的として、次の税制支援を講じています。

② 対象者

次のア～ウに該当する中小企業者等

ア 個人

常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

イ 法人

i 資本金、出資金の額が1億円以下の法人のうち、次のa又はb以外の法人

a 発行済株式、出資の総数、総額の1/2以上が同一の大規模法人（資本金、出資金の額が1億円を超える法人又は資本、出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く）の所有に属している法人

b aのほか、その発行済株式、出資の総数、総額の2/3以上が大規模法人の所有に属している法人

ii 資本、出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

ウ その他特定の組合、連合会

③ 対象設備

ア 機械・装置

1台又は1基の取得価額が160万円以上（リース契約により賃貸した設備についてはリースの費用総額が210万円以上）の設備

イ 特定の器具・備品

1台又は1基の取得価額、あるいは同一種類の複数設備の取得価額の合計が120万円以上（リース契約により賃貸した設備についてはリース費用総額が160万円以上）の特定の設備

ウ ソフトウェア

取得価額の合計が70万円以上（リースの場合はリース料の総額が100万円以上）で税務会計上、自社利用ソフトウェアとして無形固定資産として計上されるもの（受託開発、パッケージソフトウェア、自社開発。ただし、複写して販売する原本、開発研究用、サーバ用OS、データベース管理ソフトウェア、ファイアウォールを除く）。

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国	税
---	---

 「所得税」又は「法人税」について、上記の取得価額要件を満たした場合、取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却が認められます。（国内にある事業の用に供する場合に限ります）

また、リースの場合にも、リース費用総額の60%相当額について7%の税額控除が受けられます。（国内にある事業の用に供する場合に限ります）

リース契約期間

5年 ≤ リース契約期間 ≤ リース資産の法定耐用年数

ただし、税額控除は、個人又は資本金 3,000 万円以下の法人に限るものとし、次の金額を限度とします。

- i 個人の場合：供用年の事業所得に係る所得税の額の 20 / 100
- ii 法人の場合：供用年度の所得に対する法人税の額の 20 / 100

本税制の適用を受ける場合は、他の特別償却制度等の適用を受けることはできません。

イ 適用期限

平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

※ 平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約については、リース取引による税額控除制度は適用されません。

表 特定の設備

対象設備	設備の概要
電子計算機	計数型の電子計算機（主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機構を有するものに限る。）のうち、処理語長が 16 ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量（検査用ビットを除く。）が 16 メガバイト以上の主記憶装置を有するものに限るものとし、これと同時に設置する附属の入出力装置（入力用キーボード、ディジタイザー、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限る）、補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置又は電源装置を含む。
デジタル複合機 (インターネットに接続されたもの)	専用電子計算機（専ら器具及び備品の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機で、物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものをいう。）により発信される制御指令信号に基づき、紙面を光学的に読み取り、デジタル信号に変換し、色の濃度補正、縦横独立変倍及び画像記憶を行う機能、外部から入力されたデジタル信号を画像情報に変換する機能並びに記憶した画像情報を保存し、送信し、及び紙面に出力する機能を有するものに限る）

2 産業競争力のための情報基盤強化税制

(1) 制度の概要

① 目的

情報セキュリティ強化と国際競争力強化の観点から、部門間、企業間の情報共有・活用を促進し、抜本的な国際競争力強化を可能とする高度な情報セキュリティが確保された情報システム投資を促進し、情報基盤を強化することを目的として、平成 18 年度から次の税制支援を講じています。

② 対象者

青色申告を行う法人又は個人(事業を行う者に限る)

③ 対象設備

- ア サーバ用 OS^{※1}及びそれがインストールされたサーバ（同時に設置する補助記憶装置、電源装置を含む）
- イ データベース管理ソフトウェア^{※1}及びその機能を利用するアプリケーションソフトウェア
- ウ ファイアウォール^{※1}（ア又はイと同時に取得されるものに限る）
- エ 連携ソフトウェア^{※2}（平成 20 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日までの取得に限る）

※1 ISO/IEC 15408 に基づいて評価・認証されたもの

※2 情報処理の促進に関する法律第 3 条第 1 項に規定する電子計算機利用高度化計画（平成 20 年経済産業省告示第 61 号）において定められたプログラムとして独立行政法人情報処理推進機構（IPA）により技術上の評価を受けたもの。

ネットワーク経由でサービスを提供する事業者（ASP(Application Service Provider)・

SaaS(Software as a Service) が当該事業の用に供することを目的に取得する情報基盤強化設備等についても適用対象となります。

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税 「所得税」又は「法人税」について、資本金に応じた規模以上の年間の取得要件を満たした場合、取得価額の70%相当額について、その10%の税額控除又は50%の特別償却が認められます。(国内にある当該法人又は個人の事業の用に供する場合に限る)

表 取得価額要件

資 本 金	年 間 投 資 額
10 億円超の法人	1 億円以上 (限度額 200 億円)
1 億円超 10 億円以下の法人	3,000 万円以上
1 億円以下の法人・個人	70 万円以上

また、リースの場合にも、資本金 1 億円以下の法人又は個人を対象として、以下の要件を満たす場合にリース費用総額の 42%相当額 (法人税の場合。所得税の場合は 60%相当額) について 10%の税額控除が受けられます。(国内にある当該法人又は個人の事業の用に供する場合に限る)

- i リース契約期間
4 年 ≤ リース契約期間 ≤ リース資産の法定耐用年数
- ii リース契約金額
リース費用総額 420 万円以上

ただし、税額控除は、次の金額を限度とします。

- i 個人の場合：供用年の事業所得に係る所得税の額の 20 / 100
- ii 法人の場合：供用年度の所得に対する法人税の額の 20 / 100

本税制の適用を受ける場合は、他の特別償却制度等の適用を受けることはできません。

イ 適用期限

平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

※ 平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約については、リース取引による税額控除制度は適用されません。

(2) 手続き

税務申告の際に、付表 (明細書) の添付が必要です。また、取得価格等の証拠書類の保存が必要です。

なお、リース契約に基づき税額控除を受けるためには、確定申告書に以下の事項を記載した書面を添付する必要があります。

- i リース機器等を事業の用に供した年月日及びリース契約期間
- ii リース機器等のリース費用総額及び申告する事業年度において支払うべき賃借に要する費用の額
- iii リース機器等の使用状況
- iv その他参考となるべき事項

3 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法関連税制

① 目的

産業サイドの過剰供給構造と過剰債務の問題が深刻化する中、我が国に存在する経営資源をより有効に活用することにより、生産性と潜在成長力を高め、産業の活力を再生することを目的として、次の税制支援措置を講じています。

② 税制の内容

国 税	「所得税」「法人税」「登録免許税」
地 方 税	「不動産取得税」

ア 革新的新規設備投資に対する特別償却制度

(ア) 対象者

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成 11 年法律第 131 号）に基づく「事業革新設備導入計画」、「事業再構築計画」、「経営資源再活用計画」又は「経営資源融合計画」の主務大臣認定を受けた事業者

(イ) 税制支援の内容

平成 23 年 3 月 31 日までに計画に基づき取得した特定の事業革新設備^{※1}について、取得価額の一定割合の特別償却^{※2}を認めます。

- ※1 主に以下の要件を満たす設備投資が対象となります。
- ・ 自社で研究開発を行い（共同研究も含む）、その成果が当該設備投資に活用されていること
 - ・ 全くの新製品を製造する設備又は従来比 10%以上の生産性向上がなされる設備投資であること
 - ・ 操業までに試行錯誤の開発プロセス（最適化のプロセス）を要する第一号機であること
 - ・ 一定金額（10 億円）以上の設備投資であること
 - ・ その製作の後事業の用に供されたことのない設備であり、国内の事業の用に供されること（中古資産でなく、貸付の用に供されるものでないこと）

※2 計画毎に特別償却率が異なります。

計画の名称	特別償却率
事業革新設備導入計画	20%
事業再構築計画	
経営資源再活用計画	
経営資源融合計画	25%

イ 登録免許税の軽減

(ア) 対象者

平成 22 年 3 月 31 日までに産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく「事業革新設備導入計画」、「事業再構築計画」、「経営資源再活用計画」、「経営資源融合計画」、「資源生産性革新計画」又は「資源制約対応製品生産設備導入計画」の主務大臣認定を受けた事業者

(イ) 税制支援の内容

計画に基づく、事業譲受、合併、子会社設立、資本の増加等に伴う登記の際に必要な登録免許税率を次のとおり引き下げます（ただし、認定後 1 年以内に行われるものに限ります）。

- | | | |
|--|-----------|--------------------|
| i 法人の設立又は資本金の増加 | : 増加額に対し | 0.7 % → 0.35% |
| ii 合併、分割による資本金の増加 | : 増加額に対し | 0.15% → 0.1 % |
| (消滅会社又は分割会社の合併又は分割前の
資本金を超える資本金の増加) | : 増加額に対し | 0.7 % → 0.35% |
| iii 売買等による不動産・船舶の取得
不動産の取得 | : 取得価額に対し | 2.0 % → 1.6 % (建物) |

船舶の取得	: 取得価額に対し	2.8 %	→	2.3 %
iv 合併、分割による不動産・船舶の取得				
不動産の取得	: 取得価額に対し	0.4 %	→	0.2 % (合併)
		0.4 %	→	0.2 % (分割)
船舶の取得	: 取得価額に対し	0.4 %	→	0.3 % (合併)
		1.6 %	→	0.6 % (分割)

ウ 事業譲渡に伴う不動産取得税の課税標準の特例

(ア) 対象者

平成 23 年 3 月 31 日までに産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく「事業革新設備導入計画」、「事業再構築計画」、「経営資源再活用計画」、「経営資源融合計画」、「資源生産性革新計画」又は「資源制約対応製品生産設備導入計画」の主務大臣認定を受けた事業者

(イ) 税制支援の内容

譲渡を受ける不動産*に係る不動産取得税の課税標準が 5/6 に減額されます(認定日から 1 年以内に行われるものに限ります)。

※ 次の要件を共に満たす不動産を指します。

- ・ 直接事業に供する不動産 (間接部門の不動産は除きます)
- ・ 3 年以上事業に供すること

4 省エネ・新エネ設備等の投資促進税制

① 目的

我が国経済は、資源の価格高騰、変動という構造的な課題に直面している。これは、資源の多くを輸入に依存する我が国にとって、海外への巨額の所得流出を招くものであり、我が国の経済成長に極めて大きな制約要因となっている。

こうした状況にかんがみ、資源価格高騰、変動に対応したビジネスモデルへの転換に向けた企業の積極的な設備投資及び組織再編を促進することにより、もって我が国の持続的な経済発展を実現するため、次の税制支援措置を講じています。

② 税制の内容

国 税 「所得税」「法人税」

地 方 税 「個人住民税」、「法人住民税」、「事業税」

ア 対象者

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法 (平成 11 年法律第 131 号) に基づく「資源生産性革新計画」又は「資源制約対応製品生産設備導入計画」の主務大臣認定を受けた事業者

イ 税制支援の内容

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行日から平成 24 年 3 月 31 日までに計画に基づき取得した資源生産性革新設備等について、取得価額の 30%相当額 (建物等については、15%相当額) の特別償却を認めます。

ただし、平成 23 年 3 月 31 日までに取得等したものについては、即時償却可能となっています。

X 国際化の促進

電気通信事業者の国際放送専用設備に係る圧縮記帳制度

① 目的

日本放送協会（NHK）の設備負担金をもって電気通信事業者が取得した国際放送のための施設は、実質的には専らNHKのためにのみ使用されるため、この施設について直ちに課税することは適当でないので、圧縮記帳による課税の特例を講じています。

② 対象者

電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者

③ 対象設備

電気通信事業者が行う放送法第2条第2号に規定する国際放送に必要な施設を設けるためにNHKから設備負担金の交付を受け、その設備負担金をもって取得した固定資産

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

「法人税」について、対象となる固定資産の取得価額から設備負担金の価額を控除した金額を下らない金額までその固定資産の帳簿価額を圧縮して記帳し、圧縮した金額を損金経理により所得の計算上損金の額に算入すること（圧縮記帳）が認められます。

イ 適用期限

期限の定めはありません。

◎ 平成 21 年度テレコム税制改正の要点

平成 21 年度税制改正において、以下の総務省（情報通信分野）関係の税制について、制度の改正が行われました。

1 国 税

- ① 省エネ・新エネ設備等の投資促進税制
制度創設
- ② 産業活力再生特別措置法関連税制
 - ア 適用期間の 2 年延長
 - イ 登録免許税減額措置の見直し
- ③ 中小企業等基盤強化税制
適用期間の 2 年延長

2 地方税

- ① 地上放送施設デジタル化促進税制
 - ア 適用期間の 2 年延長
 - イ 対象設備の拡充
- ② テレワーク環境整備税制
適用期間の 2 年延長
- ③ 地域 I C T 利用高度化基盤強化税制
制度創設

◎ 平成 21 年度テレコム税制関係法令一覧

平成 21 年 4 月 1 日現在

税 制 等	税目	根拠法	法 律	政 令	省 令 等
I 電気通信事業の振興					
加入者線路の圧縮記帳制度 (電気通信事業者)	法人	法人税法	45(1)-8	83、83 の 2-1、93	
譲渡所得の特別控除制度 (電気通信事業者)	所得 法人	租特法 租特法	33 の 4 65 の 2	22 の 4 39 の 3	15 22 の 3
事業所税の特例措置 (電気通信事業者) 6 社の電気通信事業者 [非課税]	事所	地方税法	701 の 34(3)-24	56 の 40	24 の 6 の 2 総務省告示 H16-497
特別土地保有税の非課税措置 (電気通信事業者)	土地	地方税法	586(2)-26	54 の 30(1)-6	
軽油引取税の特例措置 [非課税] (電気通信事業者)	軽油	地方税法	附 12 の 2 の 4(1)-2	附 10 の 2 の 2(1)表 1	
地価税の非課税措置 (電気通信事業者)	地価	地価税法	6(5)、別表第 1-14	7	3(12)
II 放送事業の振興					
軽油引取税の特例措置 [非課税] (放送事業者)	軽油	地方税法	附 12 の 2 の 4(1)-2	附 10 の 2 の 2(1)表 3	
地価税の非課税措置 (一般放送事業者)	地価	租特法	71 の 16	40 の 25	24 の 13
特定周波数変更対策業務に係る圧縮記帳 制度 (一般放送事業者)	法人	法人税法	42	79-7	
登録免許税の非課税措置	登免	登免税法	2、別表第 1(54)	12-4	
NHK に対する税制支援措置 所得税の非課税措置 (公共法人) 法人税の非課税 (公共法人) 地価税の非課税 登録免許税の非課税 無条件免税、特定用途免税 都道府県民税の非課税 事業税の非課税 不動産取得税の非課税 市町村民税の非課税 特別土地保有税の非課税 軽油引取税の特例措置 [非課税] 事業所税の非課税 固定資産税の特例措置 (1/2) 都市計画税の特例措置 (1/2)	所得 法人 地価 登免 関税 県民 事業 不取 市民 土地 軽油 事所 固定 都市	所得税法 法人税法 地価税法 登免税法 関税定率法 地方税法 地方税法 地方税法 地方税法 地方税法 地方税法 地方税法 地方税法 地方税法 地方税法	11(1)、別表第 1 4(2)、別表第 1 6(1) 2、別表第 1(54) 14-17、15(1)-1・2 23(1)-3・4 72 の 4(1)-4 73 の 4(1)-1 292(1)-3・4 586(2)-29 附 12 の 2 の 4(1)-2 701 の 34(1) 349 の 3(9) 702(2)	12-3 17(1)-5 36 の 3(2) 附 10 の 2 の 2(1)表 3 52 の 3	
III CATV 事業者等の振興					
工事負担金の圧縮記帳制度 CATV 事業者 有線放送電話事業者	法人 法人	法人税法 法人税法	45(1)-8 45(1)-7	83、83 の 2-3、93 83、93	
中小企業等基盤強化税制 (CATV 事業者)	所得 法人	租特法 租特法	10 の 4(1)-4 42 の 7(1)-4 68 の 12(1)-4	5 の 6(3)・(5) 27 の 7(4)・(5) 39 の 42(4)・(5)	5 の 9(4)-3 20 の 3(4)-3 22 の 25(4)
特別土地保有税の非課税 (有線放送事業者・有線放送電話業者)	土地	地方税法	586(2)-7	54 の 18(2)-1	16 の 10(2)-4
IV 通信・放送事業の高度化					
次世代ブロードバンド基盤整備促進税制	法人 固定	租特法 地方税法	44 の 4(1)表 1・(2) 68 の 23(1)表 1・(2) 附 15(21)・(46)	28 の 7(1)・(2) 39 の 52(1)・(2) 附 11(31)・(65)	総務省告示 H21-212 附 6(84)・(85) 総務省告示 H18-405
広帯域加入者網普及促進税制	法人 固定	租特法 地方税法	44 の 4(1)表 2・(2) 68 の 23(1)表 2・(2) 附 15(19)	28 の 7(1)・(3) 39 の 52(1)・(3) 附 11(27)・(28)	総務省告示 H21-212 附 6(47)~(49)
電気通信システム信頼性向上促進税制	固定	地方税法	附 15(20)	附 11(29)・(30)	附 6(50)・(51)

税制等	税目	根拠法	法律	政令	省令等
高度有線テレビジョン放送施設整備促進税制	所得 法人	租特法 租特法	11の4(1)表1・(2)・(3) 44の4(1)表1・(2) 68の23(1)表1・(2)	5の13(1)・(2) 28の7(1)・(2) 39の52(1)・(2)	総務省告示H21-212
地上放送施設デジタル化促進税制	所得 法人 不取 固定	租特法 租特法 地方税法 地方税法	11の4(1)表2・(2)・(3) 44の4(1)表3・(2) 68の23(1)表3・(2) 附11(23) 附15(18)	5の13(3)・(4) 28の7(4)～(6) 39の52(4)～(6) 附7(25) 附11(26)	総務省告示H21-212 郵政省告示H11-820 郵政省告示H11-821 附3の2の20 附6(45)・(46)
V 新規事業の支援					
エンジェル税制	所得 個住	租特法 地方税法	37の13 37の13の2 41の19 附35の3	25の12 25の12の2 26の28の3 附18の6	18の15 18の15の2 19の11 附20
ストックオプション税制	所得	租特法	29の2	19の3	11の3
非上場株式の譲渡所得に対する特例	法人	租特法	37の10	25の8	18の9
VI 研究開発の促進					
研究開発促進税制	所得 法人	租特法 租特法	10 42の4 68の9	5の3 27の4 39の39	5の6 20 22の23
(中小企業技術基盤強化税制のみ)	法住	地方税法	附8(1)～(4)		総務省等告示 H19-1～8
VII 地域情報化の促進					
テレワーク環境整備税制	固定	地方税法	附15(48)		附6(86)～(88) 総務省告示H19-287
地域ICT利用高度化基盤強化税制	固定	地方税法	附15(58)		附6(94) 総務省告示H21-209
VIII 沖縄の振興					
沖縄情報通信産業振興税制 情報通信産業振興地域制度：税額控除 情報通信産業特別地区制度：所得控除 事業所税（資産割1/2）	法人 事所	租特法 地方税法	42の9 60 附33(2)	27の9 36	20の4 21の17の2
IX 情報化投資の促進等					
中小企業投資促進税制	所得 法人	租特法 租特法	10の3 42の6 68の11	5の5 27の6 39の41	5の8 20の2の2 22の24
産業競争力のための情報基盤強化税制	所得 法人	租特法 租特法	10の6 42の11 68の15	5の8 27の11 39の45	5の11 20の5の2
産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法関連税制 特別償却	所得 法人	租特法 租特法	11の3(1) 44の3(1) 68の21(1)	5の12 28の6 39の51	5の14 20の10 22の32
登録免許税の軽減 不動産取得税の特例措置	登免 不取	租特法 地方税法	80 附11の4(5)	42の7 附9の3	30の2
省エネ・新エネ設備等の投資促進税制 特別償却	所得 法人	租特法 租特法	11の3(2) 44の3(2) 68の21(2)		
登録免許税の軽減	登免	租特法	80		
X 国際化の促進					
電気通信事業者の国際放送専用施設に係る圧縮記帳制度	法人	法人税法	45(1)-8	83、83の2-2、93	

税制等	税目	根拠法	法律	政令	省令等
XI その他					
独立行政法人情報通信研究機構に係る特例措置					
特定公益増進法人の指定	所得 法人	所得税法 法人税法	78(2)-3、別表第1 37(4)	217(1)-1 77(1)-1	
所得税の非課税措置（非収益事業）	所得	所得税法	11(1)、別表第1		
公益法人等の指定	法人	法人税法	2-6、別表第2		
法人税の非課税措置（非収益事業）	法人	法人税法	7	6	
地価税の非課税措置	地価	地価税法	6(2)	3	
消費税の特例措置	消費	消費税法	60(3)・(4)・(8)、別表第3	74、75、76	
印紙税の非課税措置 （債務保証の業務に関する文書）	印紙	印紙税法	5-3、別表第3		
登録免許税の非課税措置	登免	登免税法	4(2)、別表第3-19の2		財務省告示 H15-610
事業税の非課税措置（非収益事業）	事業	地方税法	72の5(1)-1		
不動産取得税の非課税措置	不取	地方税法	73の4(1)-34	37の9の7	
固定資産税の非課税措置	固定	地方税法	348(2)-39	51の15の5	
固定資産税の特例措置	固定	地方税法	349の3(30)	52の10の15	
事業所税の非課税措置（非収益事業）	事所	地方税法	701の34(2)		
放送大学学園 [※] に対する特例措置					
特定公益増進法人の指定	所得 法人	所得税法 法人税法	78(2)-3、別表第1 37(4)	217(1)-4 77(1)-4	
所得税の非課税措置（公共法人等）	所得	所得税法	11(1)、別表第1		
法人税の非課税措置（公共法人等）	法人	法人税法	4(1)、別表第2		
地価税（業務目的用）の非課税措置	地価	地価税法	6(2)	3	
印紙税の非課税措置	印紙	印紙税法	5-2、別表第2		
登録免許税の非課税措置	登免	登免税法	4(2)、別表第3-1		
都道府県民税の非課税措置（利子割）	県民	地方税法	25の2(2)		
事業税の非課税措置	事業	地方税法	72の5(1)-2		
不動産取得税の非課税措置	不取	地方税法	73の4(1)-3		
市町村民税の非課税措置	市民	地方税法	292(1)-3・4		
固定資産税の非課税措置	固定	地方税法	348(2)-9		
特別土地保有税の非課税措置	土地	地方税法	586(2)-28		
事業所税の非課税措置	事所	地方税法	701の34(2)		
都市計画税の非課税措置	都市	地方税法	702の2(2)		
寄附金の損金算入制度	所得	所得税法	78(2)-3	H20-令 155 附 13(2)	H20-財 24 附 6
特定公益増進法人の指定	法人	法人税法	37(4)	H20-令 156 附 12(2)	H20-財 25 附 5
・(財) 放送番組センター					
・(財) 大川情報通信基金					
・(財) NHKインターナショナル					

※ 放送大学学園は、平成15年10月1日に従来の特殊法人から特別な学校法人に転換されています。

凡例：「第1条の2第3項第4号」→「1の2(3)-4」、「第5条第6号」→「5-6」

区分	略称	正式名称
国税	所得	所得税
	法人	法人税
	地価	地価税
	登免	登録免許税
	印紙	印紙税

区分	略称	正式名称
地方税	固定	固定資産税
	都市	都市計画税
	不取	不動産取得税
	事業	事業税
	事所	事業所税
	土地	特別土地保有税
	軽油	軽油引取税
	県民	都道府県民税
	市民	市町村民税
	地消	地方消費税
法住	法人住民税	

